第３期
芝山町
子ども・子育て
支援事業計画

令和７年度～令和 11 年度

子育て　子育ちをみんなで支えるまち
しばやま

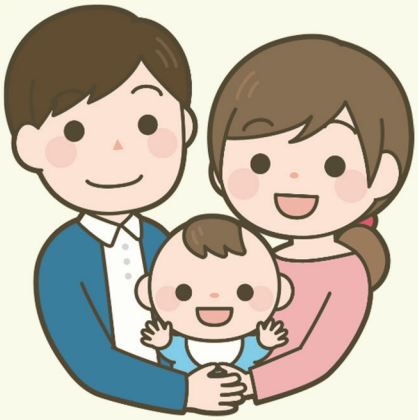

令和７年３月

芝山町

はじめに

全国的に少子化が進行する中、地域とのつながりの希薄化や核家族化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。国においては、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など、様々な施策に取り組んできましたが、貧困やヤングケアラーなど、複雑化・多様化する課題も表出しており、各種支援の更なる充実が求められています。

芝山町においても、平成28年度からの５年間を計画期間とする「第１期子ども・子育て支援事業計画」、令和２年度からは「第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て施策に取り組んでまいりました。

第１期、第２期計画期間中にも目まぐるしく社会情勢は変化し続けており、今後は、更に進行することが予測される少子高齢化や子ども、子育て世帯を取り巻く課題に対応していくことが求められ、これまで以上に地域で子どもや保護者を見守り、支え合う体制づくりが必要となります。

これらの課題を踏まえた上で、子どもたち一人ひとりの成長に向きあいながら、教育と子育ての一体化促進や、新しい地域子育て支援事業の展開などを通して、安心して子育てができる環境整備を進めるため、この度、令和７年度からの５年間を計画期間とする「芝山町第３期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、第２期計画より引き継いだ「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」の基本理念実現に向け、未来を担う子どもたちのために、地域全体で子どもを育むまちづくりを進めていきます。

併せて、近年町周辺では、圏央道の全線開通・成田空港の機能強化などの国家プロジェクトが進行しており、特に成田空港では、新しい成田空港構想・エアポートシティ構想の実現に向けた取り組みが行われようとしています。

今後空港の拡張により、町の人口増やにぎわいの創出が期待され、それにともない芝山町においても、簡易上水道の整備をはじめとした生活インフラの整備や住宅開発、企業誘致などを効果的に促進し、町の様々な資源を子育て支援施策にも活かすことができるよう、町政に邁進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力とご指導を賜りました芝山町子ども･子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査を通して貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

芝山町長　麻生 孝之

目　次

第１章　計画の概要 1
１　計画の背景と趣旨 1
２　計画の位置づけ 3
（１）計画の位置づけ 3
（２）他の計画との関係 4
３　計画の期間 4
４　計画の策定体制 5
（１）子ども・子育て会議 5
（２）保護者への意見聴取 5
（３）パブリックコメント 5
５　計画の対象 5
第２章　芝山町の現状 6
１　子育て家庭を取り巻く環境 6
（１）総人口と年少人口の推移 6
（２）児童数の推移 7
（３）出生数と合計特殊出生率の推移 8
（４）婚姻・離婚の推移 9
（５）未婚率の推移 10
（６）総世帯数と子どものいる世帯割合の推移 11
（７）女性就業者数の推移 13
２　保育所・幼稚園の状況 14
（１）保育所 14
（２）幼稚園 15
３　小学校・中学校等の状況 16
（１）小学校 16
（２）中学校 16
（３）学童クラブ 17
４　ニーズ調査の結果 18
（１）調査の概要 18
（２）主な調査結果 19
５　芝山町の現状から見える課題 26
第３章　計画の基本的考え方 27
１　基本理念 27
２　基本目標 27
３　事業計画の推進 29
４　芝山町の子育て支援についての基本的考え方 29

５　施策体系 30

第４章　子ども・子育て支援事業計画 31

１　量の見込みの算出 31
（１）算出方法 31
（２）「量の見込み」の算出のための家庭類型 31
（３）家庭類型の算出（現在・潜在） 32
（４）「量の見込み」を算出する項目 33
（５）将来児童数の推計 34
（６）潜在家庭類型別将来児童数の推計 35
２　教育・保育提供区域の設定 36
３　教育・保育の量の見込みと確保方策 36
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 39
（１）利用者支援に関する事業（利用者支援） 39
（２）時間外保育事業（延長保育事業） 40
（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 41
（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 42
（５）乳児家庭全戸訪問事業 43
（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 44
（７）地域子育て支援拠点事業 45
（８）一時預かり事業 46
（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業） 48
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 49
（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診） 50
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 51
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業 51
（14）子育て世帯訪問支援事業 52
（15）児童育成支援拠点事業 53
（16）親子関係形成支援事業 54
（17）妊婦等包括相談支援事業 55
（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 56
（19）産後ケア事業 57
５　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 58
（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について 58
（２）地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 58
（３）保育所・幼稚園と小学校との連携 58
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 58

第５章　関連施策の展開 59
地域における子育て支援の充実 59
（１）幼児教育・保育の充実 59
（２）家庭における子育て力の向上 60
（３）子育てしやすい支援体制の整備 62
切れ目のない支援による母子健康の確保及び推進 64
（１）安心して妊娠・出産を迎えるための支援 64
（２）子どもや母親の健康の確保 65
（３）正しい生活習慣のための働きかけ 66
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 67
（１）仕事と子育ての両立への支援 67
（２）地域における子ども・子育て支援の推進 67
支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進 68
（１）子ども虐待防止対策の充実 68
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進 69
（３）障がい児施策の充実等 70
第６章　計画の推進 71
１　計画の推進 71
２　計画の進行管理 71
資料編 72
１　芝山町子ども・子育て会議 72
（１）芝山町子ども・子育て会議条例 72
（２）芝山町子ども・子育て会議委員名簿 74
（３）策定経過 75

第１章　計画の概要

１　計画の背景と趣旨

近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、国の合計特殊出生率を見ると、令和５年には統計を取りはじめて以降、過去最低の「1.20」となり、出生数においても「72万7,277人」と過去最少を記録しました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担など様々な課題が指摘されています。

さらに、児童虐待やヤングケアラーの顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における貧困の連鎖など、子どもや子育て世帯を取り巻く諸問題も深刻化しています。

国では、このような子どもや子育て世帯を取り巻く課題に対して、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会のまん中に据えて強力に推進するため、令和５年４月に「こども家庭庁」を発足させました。

「こども家庭庁」は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うとされています。

また、同じく令和５年４月には、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行、同年12月には同法に基づき、幅広い子ども施策の総合的な推進に向けて、今後５年程度の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

芝山町（以下、「本町」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度～令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「芝山町子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月に「第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という。）を策定し、質の高い教育・保育の充実を図るとともに、子どもたちが家庭や地域の支えの中で温かく育まれていくまちづくりを推進してきました。

令和６年度に第２期計画期間の最終年度を迎えるにあたり、昨今の社会情勢の変化や本町を取り巻く現状を踏まえながら、引き続き子ども施策を総合的に推進するため、「第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

【こども基本法とこども大綱の概要】

―こども基本法について―

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」は、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障するための総合的な法律であり、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、同法第 10 条では、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務として位置づけられています。

―こども大綱について―

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして、令和５年 12 月に策定されました。

少子化の問題や子ども・若者の育成支援、子どもの貧困といった課題を一つにまとめ、子ども・若者や結婚・子育てにかかわる人をまん中に据えた取り組みを推進するため、「こども基本法」に基づき策定され、子ども施策に関する基本的な方針として以下の６項目を柱としています。

《基本的な方針》

①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

２　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

根拠法（該当条文抜粋）

根拠法	該当条文
子ども・子育て支援法（抜粋）	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法（抜粋）	（市町村行動計画） 第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
児童福祉法（抜粋）	第五十六条の四の二　市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

本計画は、上記の根拠法に基づき策定しています。

より詳細に見ると本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長（令和17年（2035年）３月31日まで）されたことで、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、児童福祉法第56条の４の２に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、「第５次芝山町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、全ての子ども・子育て家庭を対象として、本町が進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するものとします。

（２）他の計画との関係

本計画は、「第５次芝山町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、芝山町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

総合計画との関係

○第５次芝山町総合計画
（計画期間：令和３年度～令和 12 年度）

その他子ども・子育て関連計画

↓ 整合

◎第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画
（計画期間：令和７年度～令和 11 年度）

３　計画の期間

本計画は、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とします。

計画の期間

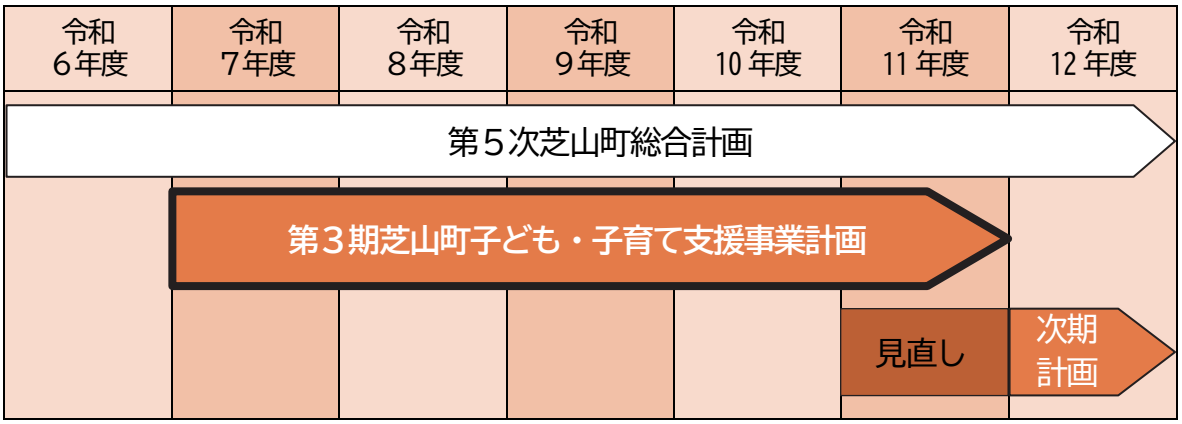

4　計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条（合議制機関の設置）に基づく「芝山町子ども・子育て会議」において、住民・関係団体・有識者による検討を重ね、策定しました。

（２）保護者への意見聴取

本計画の策定に先立ち、本町の子ども・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望、子育て中の保護者の現状等を把握し、意見を計画へ反映させるためにアンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案について、広く町民の方から意見を伺うため、令和７年１月27日から２月17日まで、総務課情報公聴係及びこども保健課子育て支援係窓口・町ホームページにおいて、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。

5　計画の対象

おおむね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第２章　芝山町の現状

１　子育て家庭を取り巻く環境

（１）総人口と年少人口の推移

本町の総人口を国勢調査の結果から見ると、平成17年から５年ごとに400人前後の減少が続いており、平成７年と令和２年を比較すると、1,484人減となっています。総人口に占める年少人口（０～14歳）は、令和２年で605人（8.6%）となり、平成７年の1,432人（16.8%）から半数以上の減少が見られます。

最近５年間の総人口の推移についても減少傾向で推移しており、令和６年度の総人口は6,693人となっています。

【国勢調査による総人口と年少人口の推移】

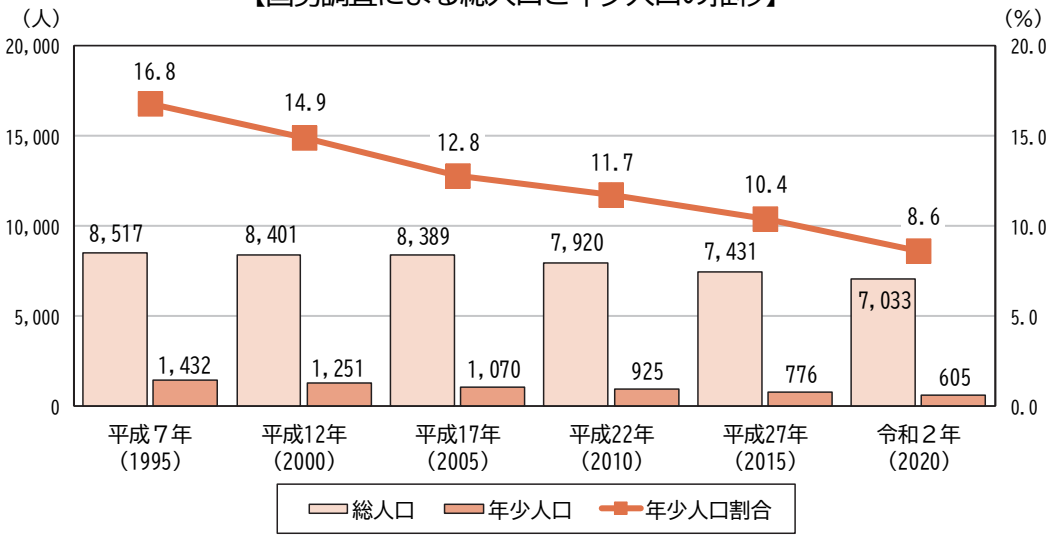

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【最近５年間の総人口と年少人口の推移】

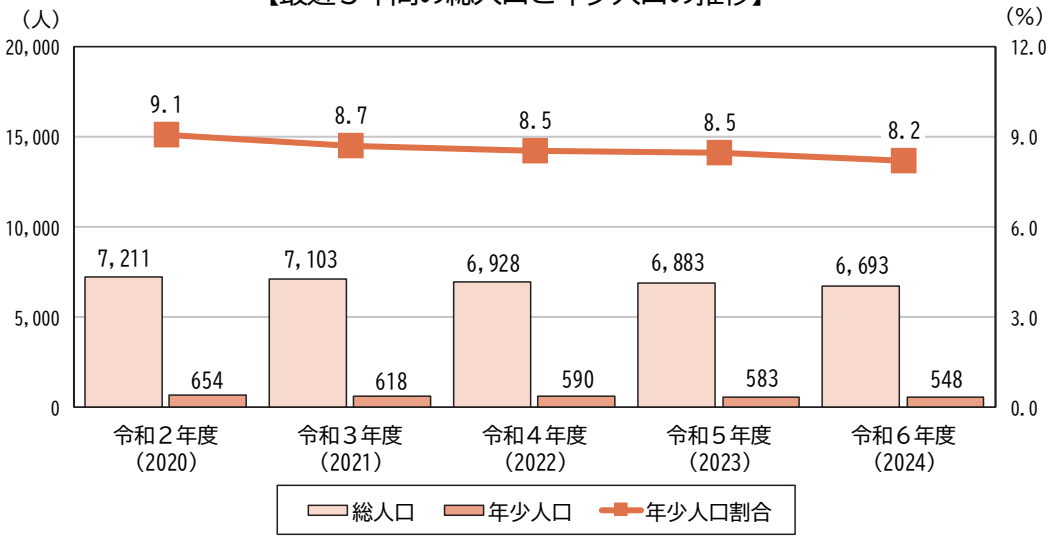

（各年４月１日現在）　　（資料）住民基本台帳

（２）児童数の推移

就学前児童（０～５歳）と小学生児童（６～11歳）を合わせた、本町の児童数（０～11歳）は、令和２年度から５年間で81人減少しており、令和６年度は410人となっています。

就学前児童と小学生児童の推移においても、減少傾向が続いていますが、就学前児童と比べ小学生児童は緩やかな減少で推移しています。

【就学前児童（０～５歳）の推移】

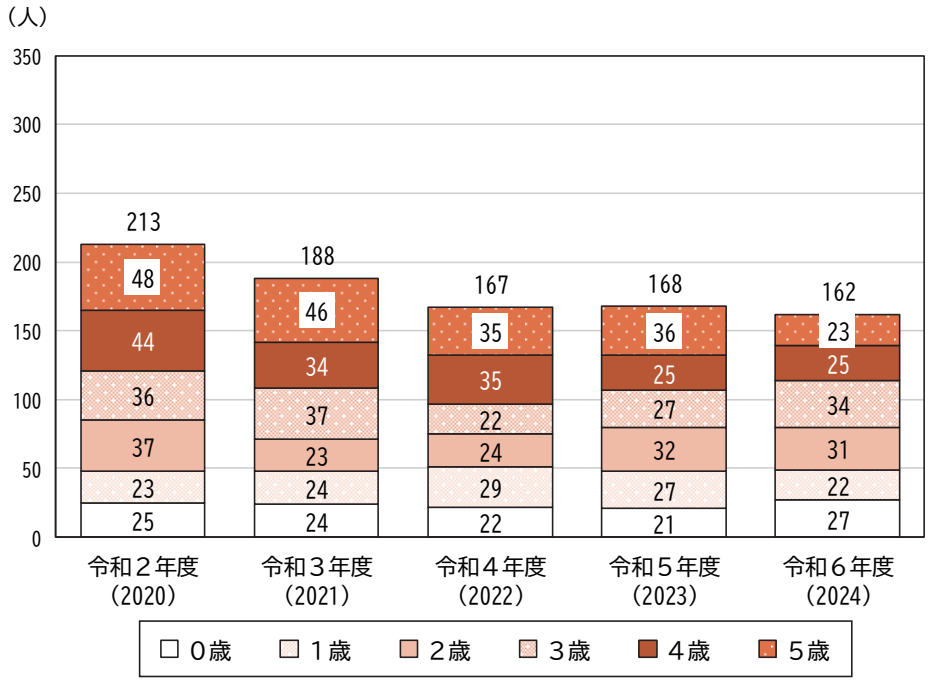

（各年４月１日現在）　　（資料）住民基本台帳

【小学生児童（６～11 歳）の推移】

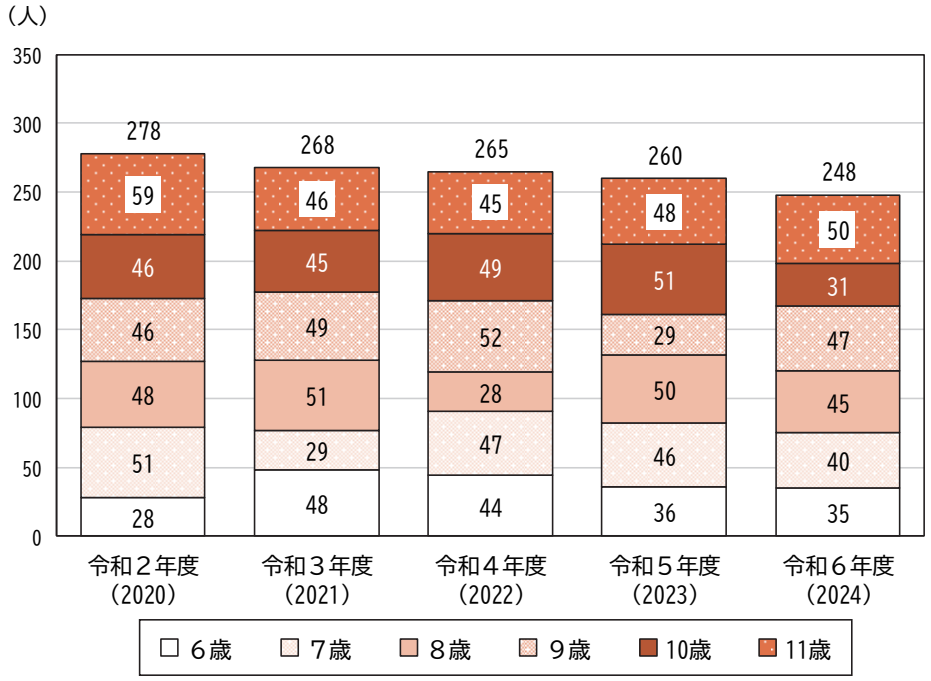

（各年４月１日現在）　　（資料）住民基本台帳

（３）出生数と合計特殊出生率の推移

出生数の推移については、平成30年から25人前後で推移していましたが、令和４年は20人を下回り、19人となっています。

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと推定される子どもの数）は、増減を繰り返しながら推移しており、令和４年には、８年前の平成26年と比べ0.38減少しています。

【出生数の推移】

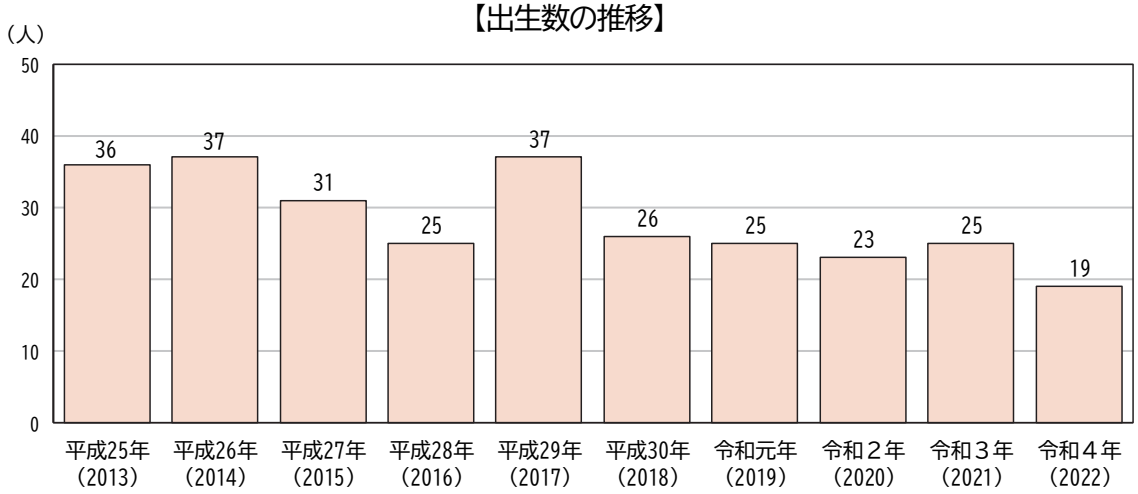

（資料）千葉県衛生統計年報

【合計特殊出生率の推移】

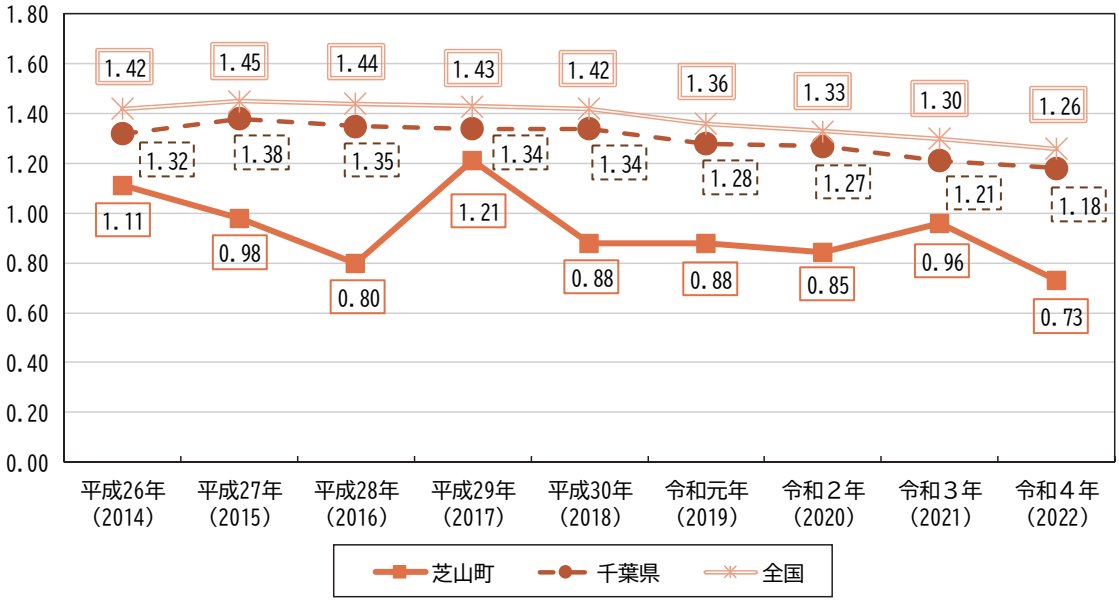

（資料）千葉県衛生統計年報

（４）婚姻・離婚の推移

本町の令和４年の婚姻・離婚件数は、婚姻件数27件、離婚件数19件となっており、平成30年以降、最も多い件数となっています。

人口1,000人に対する婚姻率の推移を見ると、平成25年から令和３年にかけて全国、県より低く推移していますが、令和４年では、全国や県と同様の数値となっています。

離婚率については、全国と県が減少傾向で推移している一方、本町は年によって差があるものの、令和元年以降は全国及び県を上回っています。

【婚姻・離婚件数の推移】

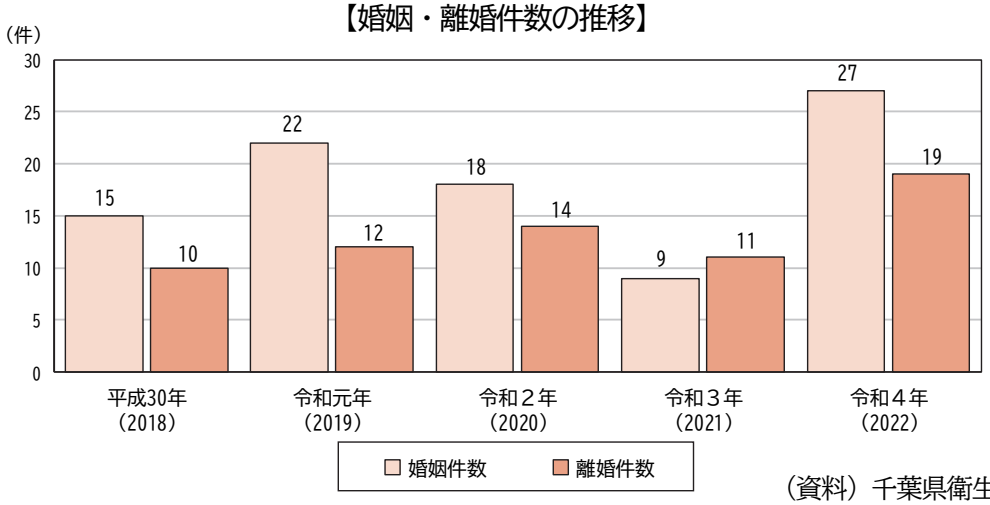

（資料）千葉県衛生統計年報

【婚姻率（人口1,000人対）の推移】

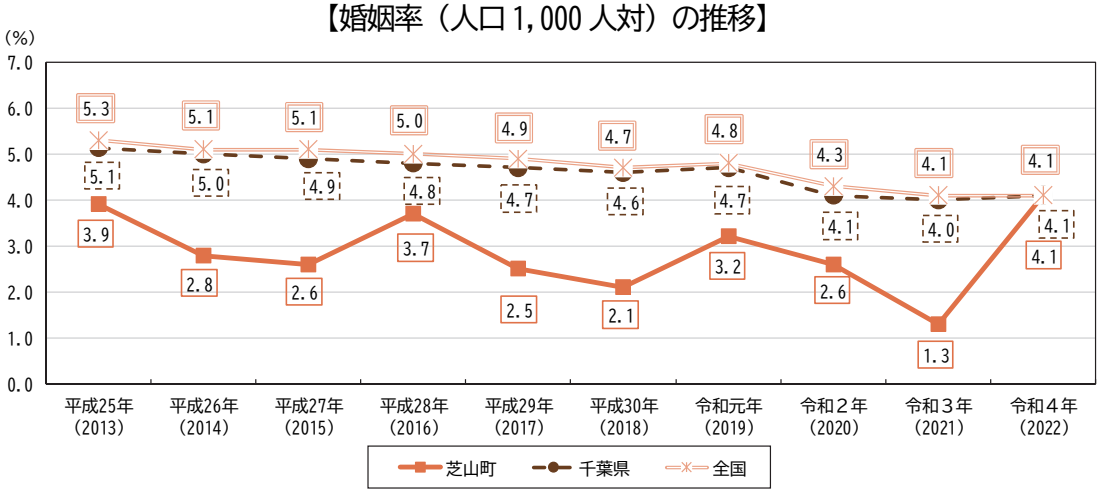

（資料）千葉県衛生統計年報

【離婚率（人口1,000人対）の推移】

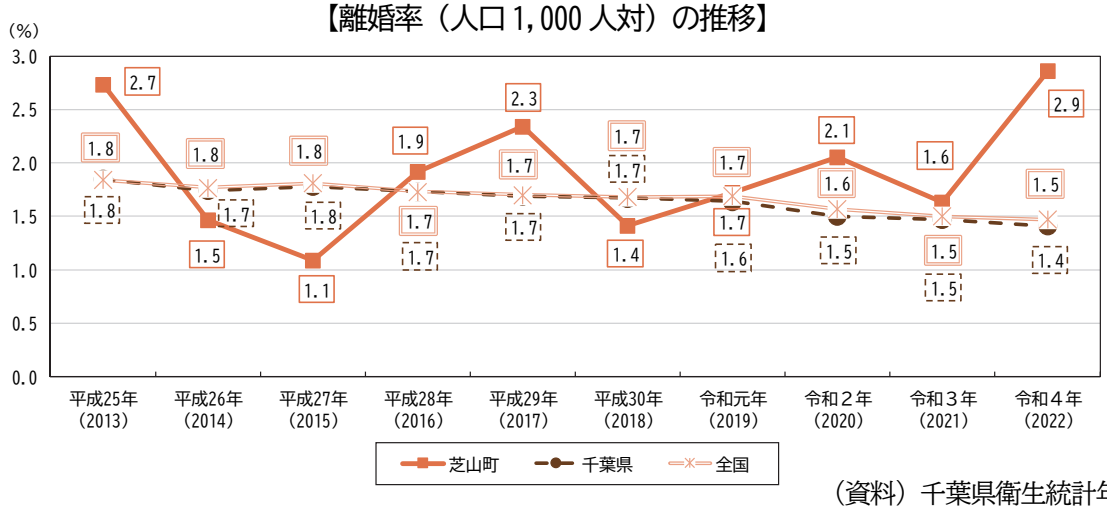

（資料）千葉県衛生統計年報

（５）未婚率の推移

未婚率を男女別に20歳から39歳まで５歳ごとに４つの年齢区分で見ると、全ての年齢区分でおおむね増加傾向で推移しています。また、男性では30歳以上、女性では25歳以上の年齢層で平成12年から令和２年にかけて20％前後増加しています。

【未婚率の推移（男性）】

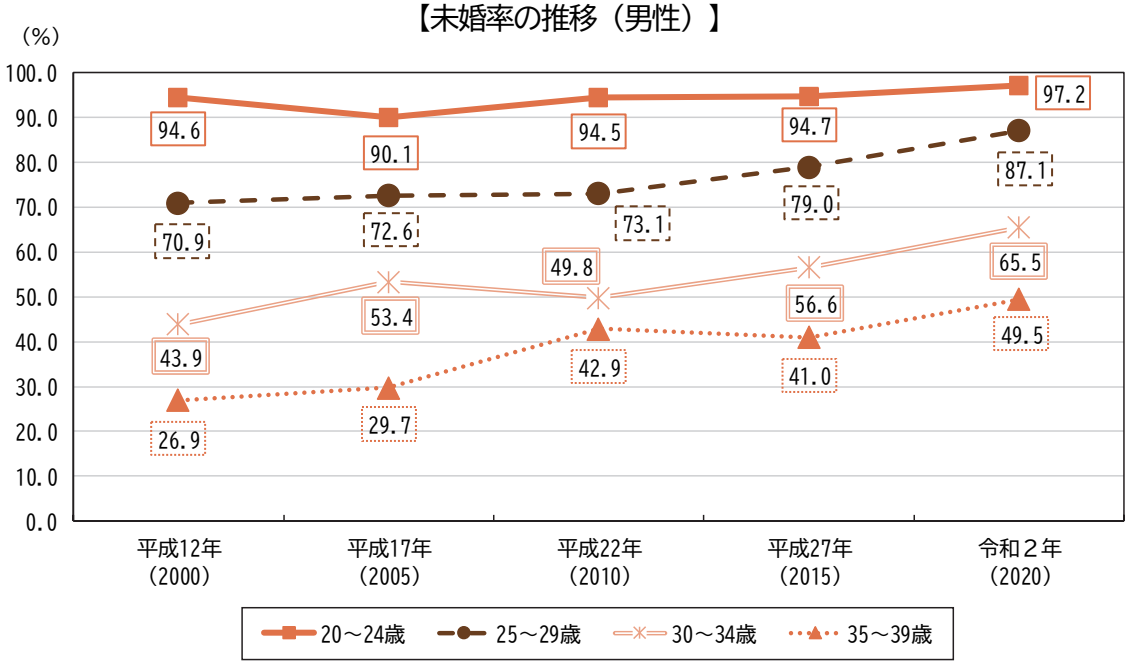

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【未婚率の推移（女性）】

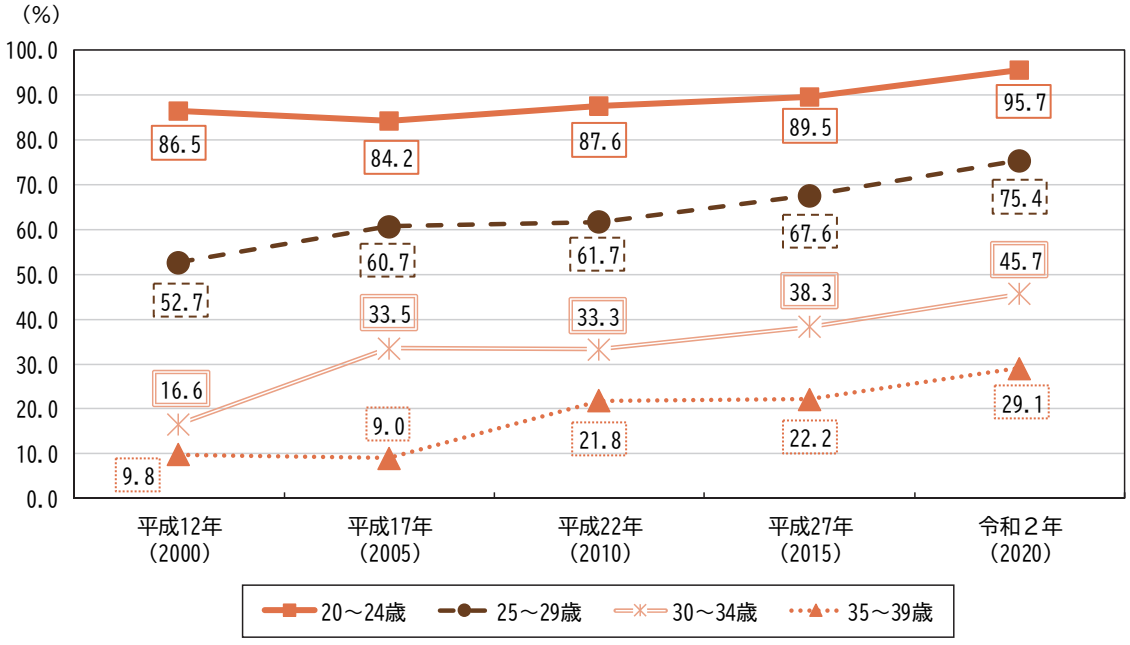

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

（６）総世帯数と子どものいる世帯割合の推移

本町の総世帯数は令和２年の国勢調査において2,508世帯と増加傾向が続いていますが、18歳未満の子どものいる世帯の割合は減少傾向で推移しており、令和２年では18.3%と平成12年と比較して半分以下の割合となっています。

18歳未満の子どものいる世帯構造の推移では、両親と子どもの２世代世帯は令和２年で51.4%となっており、増加傾向が続いていますが、両親と子どもと祖父母の３世代世帯は19.2%で減少傾向となっています。

令和２年の世帯構成は、１人世帯、２人世帯が全体の半数以上を占めており、４人以上の世帯は年々減少傾向となっている一方、全国や県と比較した平均世帯人員では令和２年で2.67人と全国、県を上回っています。

全体的な世帯と世帯人員の傾向としては、世帯数増、世帯人員減という核家族化の傾向が見てとれます。

【総世帯数及び 18 歳未満の子どものいる世帯割合推移】

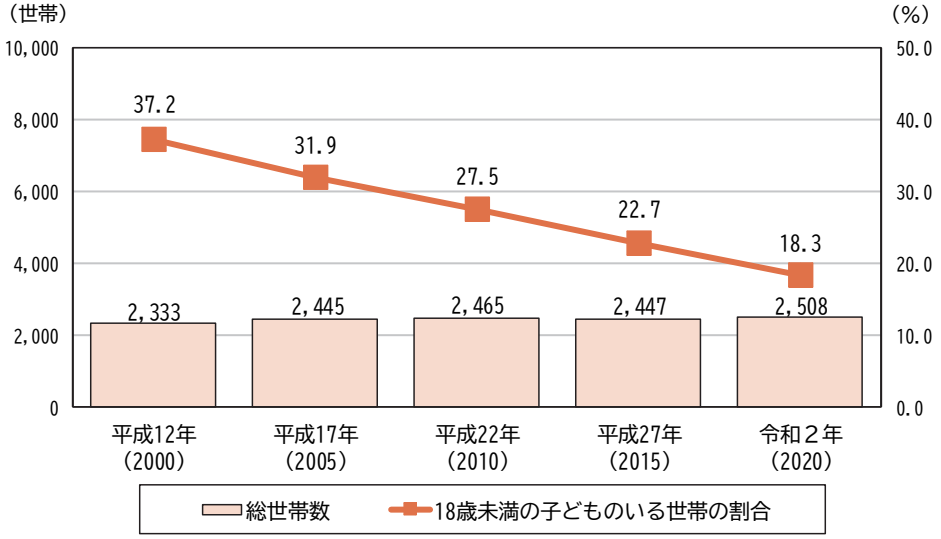

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【18 歳未満の子どものいる世帯構造の推移】

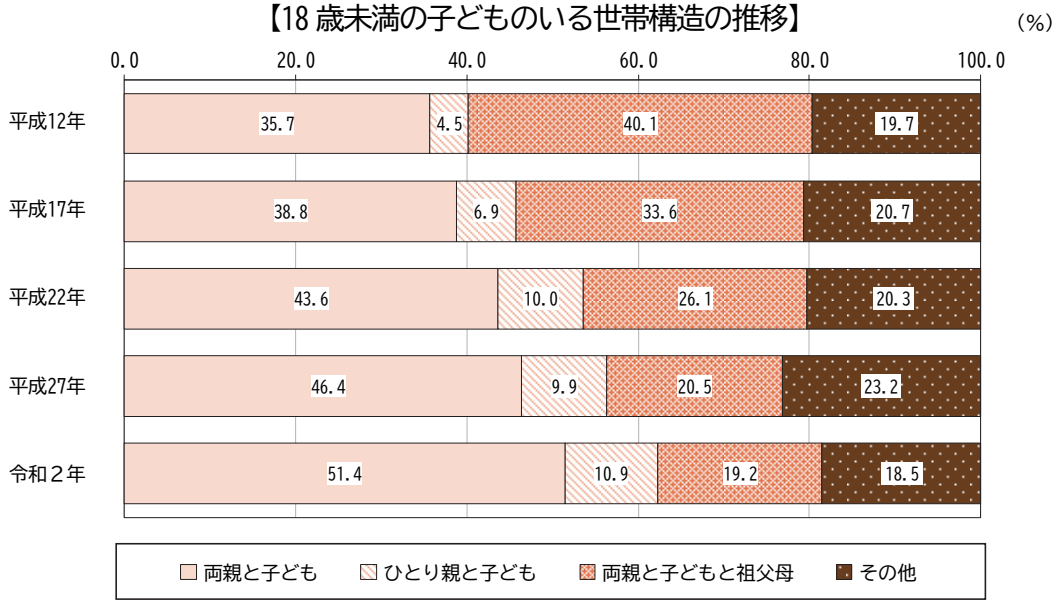

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【世帯構成の推移】

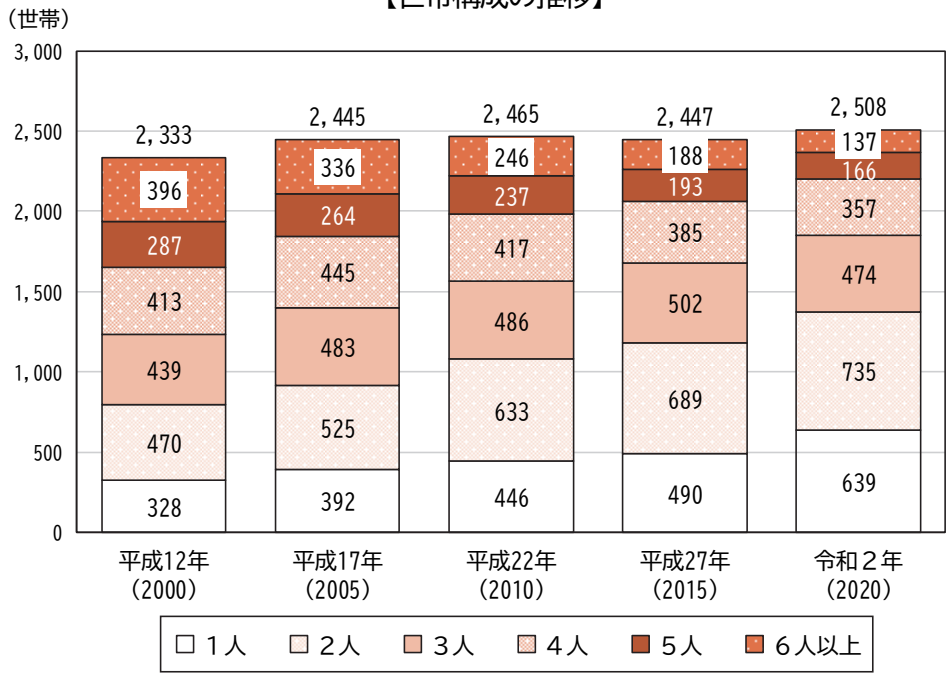

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【平均世帯人員の推移】

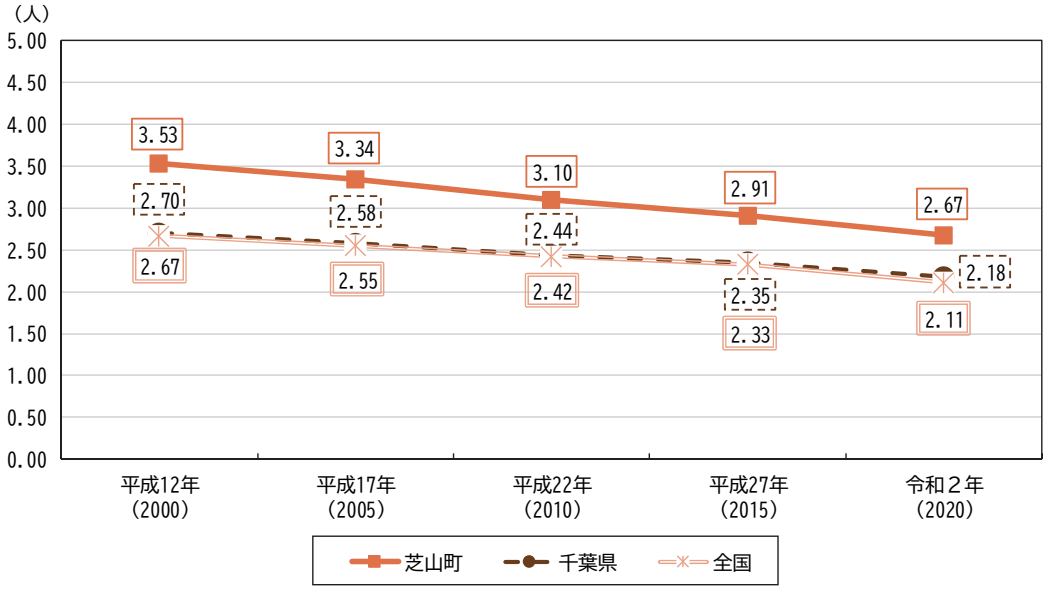

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

（７）女性就業者数の推移

女性就業者数は、減少傾向となっており、平成12年から令和２年にかけて、342人減少しています。

５歳階級ごとの女性就業率は、一般的には20歳代前半で就職し、結婚や出産により一時離職、その後再就職するM字型のカーブを描きます。本町の令和２年の推移においても、30歳代前半で就業率が減少し、30歳代後半から増加するM字型の推移が見られます。

女性就業率全体では平成27年と比較して大幅な変化は見られませんが、M字カーブの傾向が強くなっており、就労を希望する育児中の女性等への支援が必要となっています。

【女性就業者数の推移】

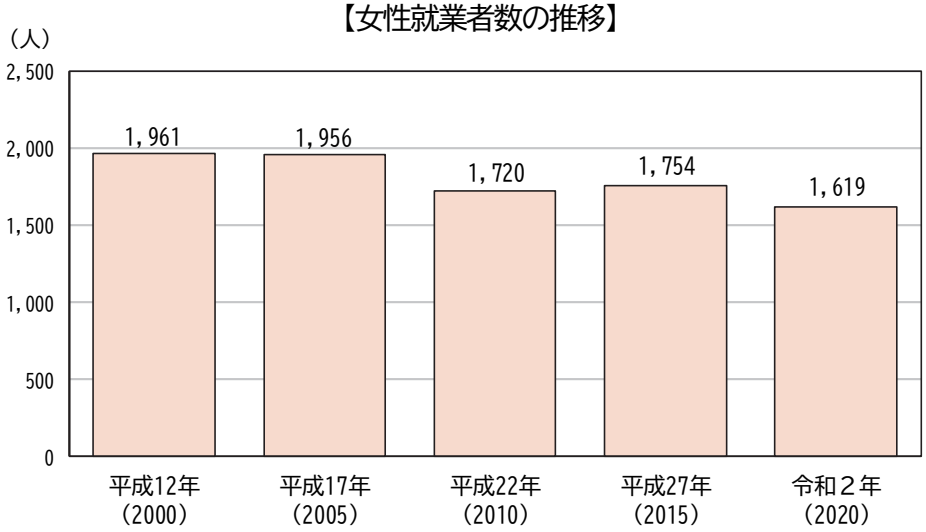

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

【女性就業率の推移】

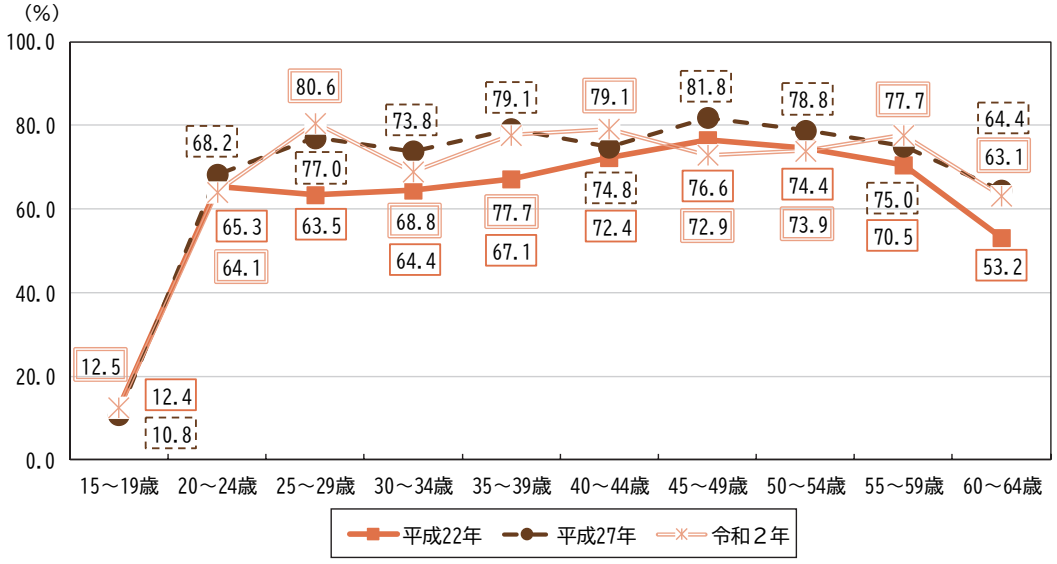

（各年 10 月 1 日現在）　　（資料）国勢調査

２　保育所・幼稚園の状況

（１）保育所

ア　町立保育所通園児童数（管外受託を含む。）

町内の保育所に通う児童数（町外からの管外受託を含む。）の推移を見ると、令和２年度以降、減少傾向となっており、令和６年度の園児数計は113人となっています。一方、２歳以下では、増減を繰り返しながら推移していますが、２歳以下の占める割合は、令和３年度以降、増加傾向となっています。また、令和６年度の管外から受託している児童数は５人となっています。

【町立保育所通園児童数（管外受託を含む。）】

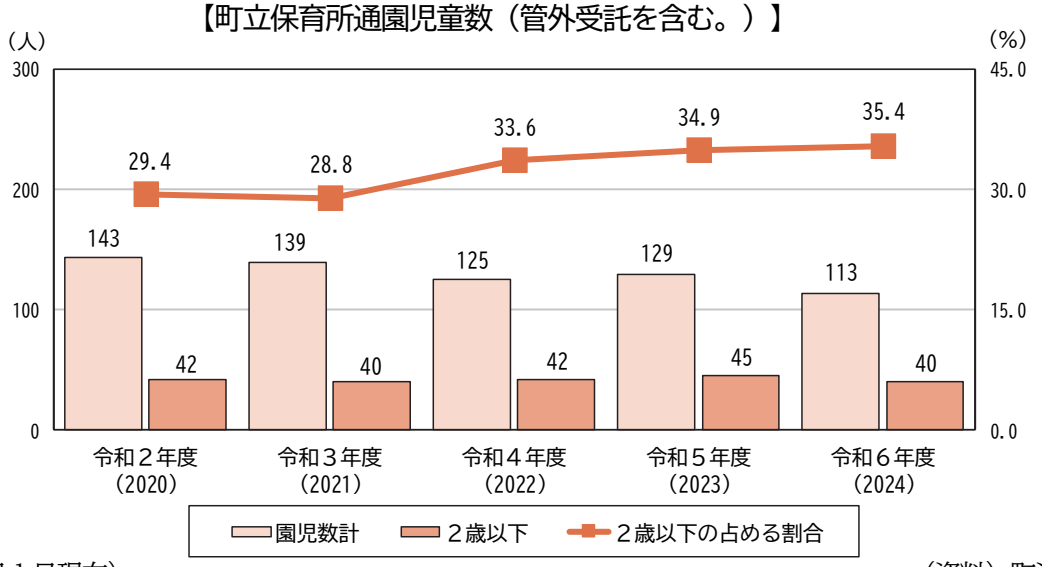

（各年４月１日現在）　　（資料）町資料

イ　町内在住児童の保育所通園児童数（管外委託を含む。）

町内在住の保育所に通う児童数（町外保育所への管外委託を含む。）の推移については、年度によって異なりますが、おおむね減少傾向で推移しており、令和６年度で園児数計が110人、２歳以下が37人となっています。また、令和６年度の管外へ委託している児童数は２人となっています。

【町内在住児童の保育所通園児童数（管外委託を含む。）】

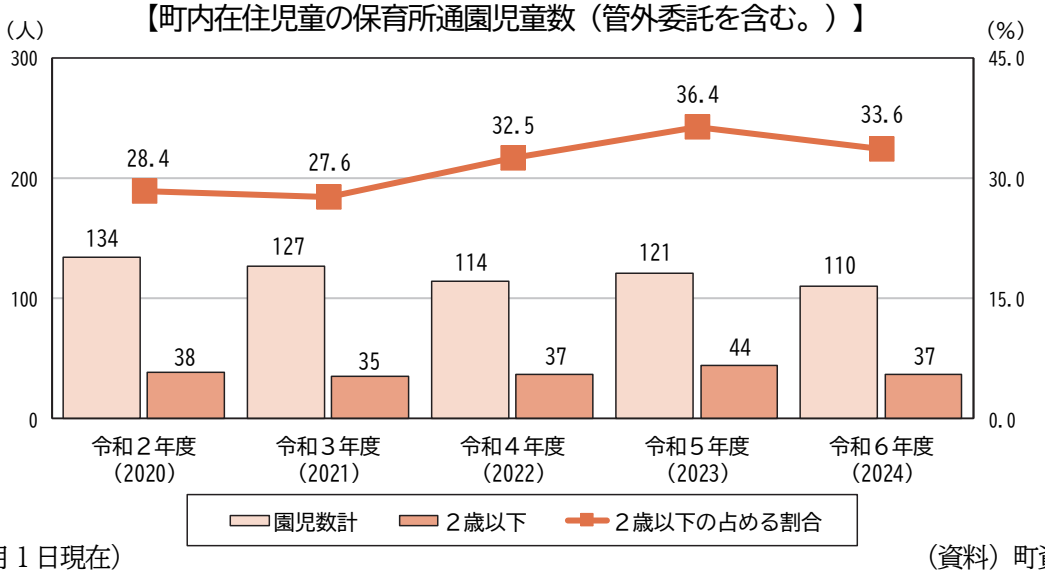

（各年４月１日現在）　　（資料）町資料

（２）幼稚園

町には私立幼稚園が１園あり通園児童数は令和５年度の学校基本調査において、25人と減少傾向が続いています。（町内在住児童が３人、町外在住児童が22人）また、１人の児童は町外の私立幼稚園に通っています。

【私立幼稚園通園児童数の推移】

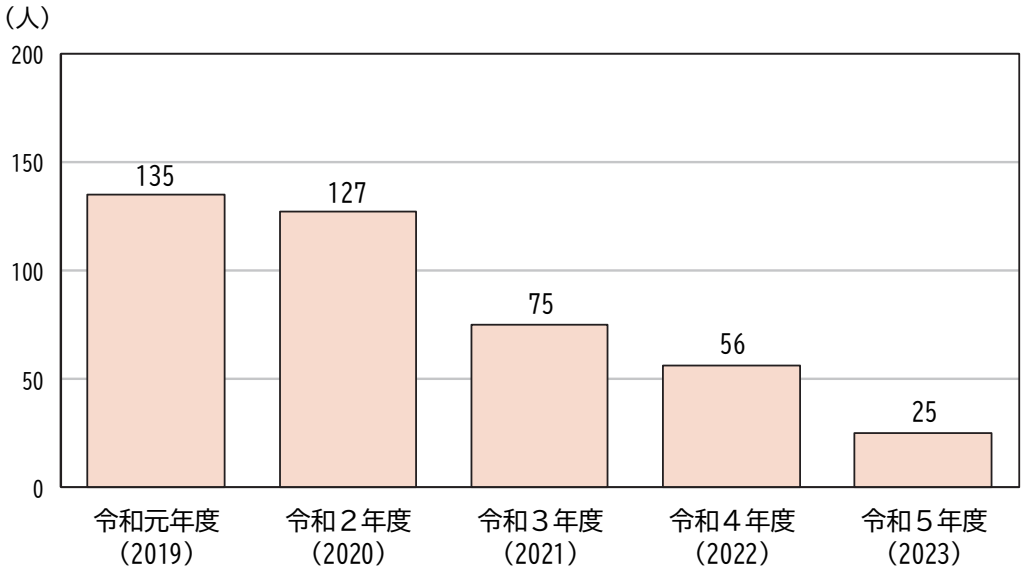

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

【保育所・幼稚園の状況】

		定員	住所	受託可能児童	通常保育時間 延長保育時間 （時間外保育）
保育所 （公立）	芝山町 第一保育所	85 人	新井田 63	１～５歳児	8:30～16:30 7:00～19:00
	芝山町 第二保育所	70 人	大里 2737－4	７か月～５歳児 （乳児保育）	8:30～16:30 7:00～19:00
	芝山町 第三保育所	60 人	新井田 445－149	１～５歳児	8:30～16:30 7:00～19:00
幼稚園 （私立）	みつば幼稚園	200 人	宝馬 21－4	３～５歳児	8:00～14:30 8:00～18:00

３　小学校・中学校等の状況

（１）小学校

町には小学校が１校あり、児童数の推移は令和元年度以降、減少傾向で推移し、令和５年度の児童数は264人となっています。また、うち17人は町外から通学しており、町外の小学校等に通っている児童は２人となっています。

【小学校児童数の推移】

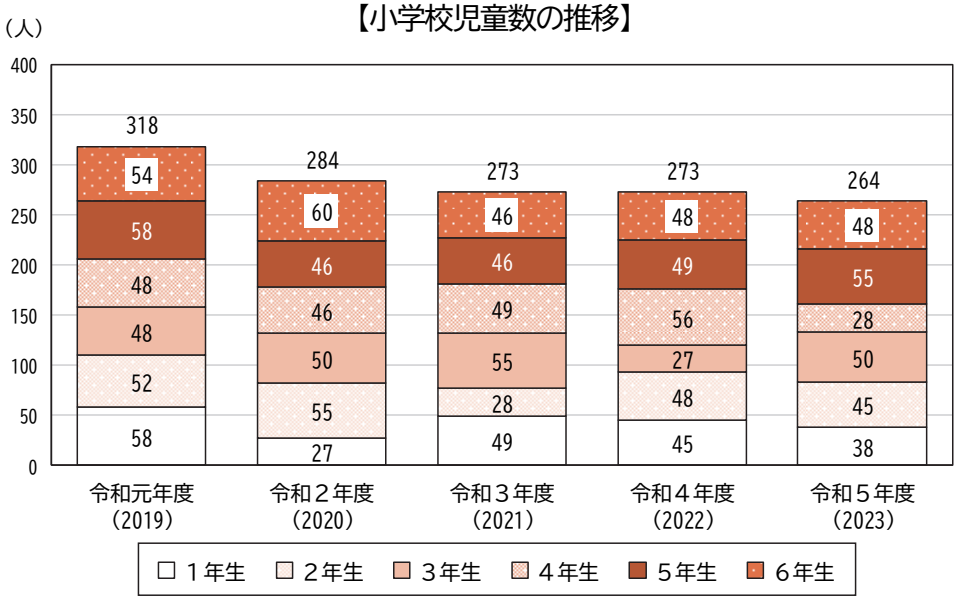

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

（２）中学校

町には中学校が１校あり、令和５年度の生徒数は161人となっており、令和元年度から160人前後で推移しています。また、うち６人は町外から通学しており、町外の中学校等に通っている生徒は１人となっています。

【中学校生徒数の推移】

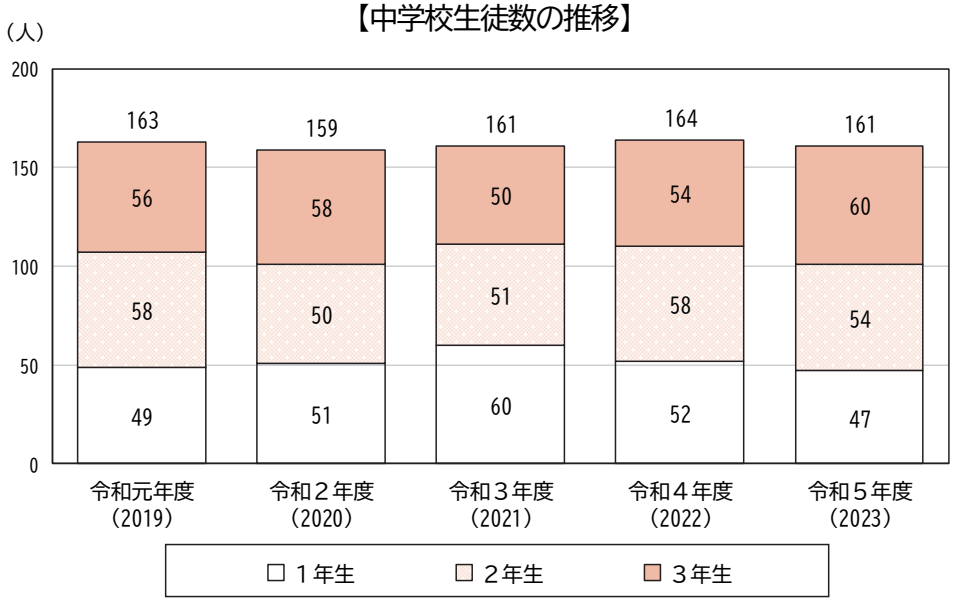

（各年５月１日現在）　　（資料）学校基本調査

（３）学童クラブ

学童クラブは、放課後帰宅しても保護者が働いている家庭などを対象とする施設で、本町では、小学６年生まで全ての小学生を対象としています。

定員数及び１日あたりの利用者数の推移を見ると、利用者数は増加傾向が続いており、令和２年度と令和６年度を比較すると31人増となっています。

学童クラブの登録者の内訳については、通常利用登録者数が100人前後、長期利用登録者数は25人前後で推移しており、登録者数の大きな変化は見られません。

【学童クラブの状況】

クラブ名	住所	設置場所
芝山小第一学童クラブ	新井田 63	芝山小学校敷地内（学童専用施設）
芝山小第二学童クラブ	新井田 63	芝山小学校敷地内（学童専用施設）

【定員数及び１日あたりの学童クラブ利用者数の推移】

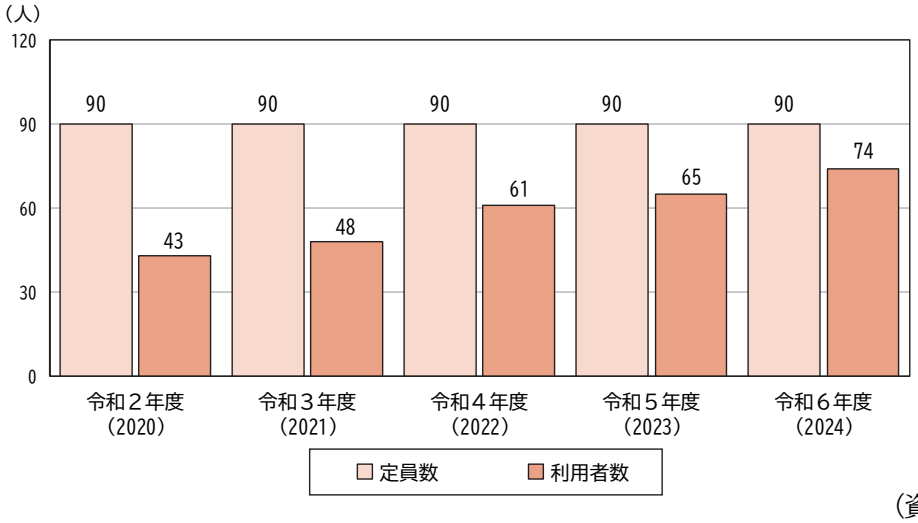

（資料）町資料

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

【学童クラブの登録者の内訳】

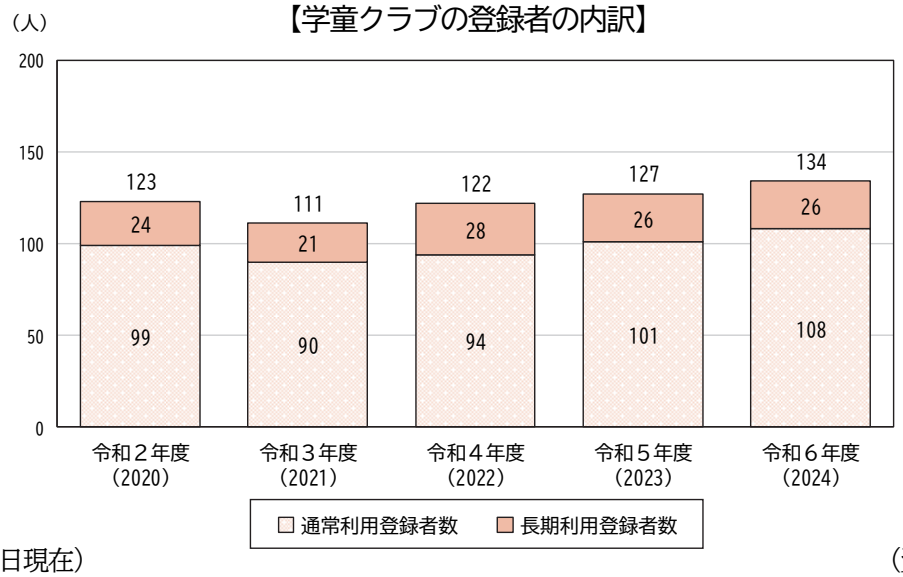

（各年３月１日現在）　　（資料）町資料

※通常利用＝放課後等の平日利用と夏休み等の長期利用　　長期利用＝夏休み等の長期利用のみ

令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

4　ニーズ調査の結果

（１）調査の概要

本調査は、「第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、教育・保育事業の利用状況や子育てに関する生活実態について要望・意見などを把握するため、就学前児童世帯調査、小学生世帯調査の２種により実施しました。

・調査方法：調査票の配布は、郵送または、保育所・小学校の各施設にて直接配布。
　　回収は、郵送により実施しました。
・調査期間：令和６年３月８日（金）から３月29日（金）

調査対象者と回収結果

調査種別	対　象	配布数	回収数	回収率
就学前児童世帯調査	令和６年２月１日の住民基本台帳から、平成 29 年４月２日以降生まれのお子さんを抽出し、その保護者の方	198 票	96 票	48.5%
小学生世帯調査	令和６年２月１日の住民基本台帳から、平成 25 年４月２日～平成 29 年４月１日生まれのお子さんを抽出し、その保護者の方	164 票	84 票	51.2%

（２）主な調査結果

ア　就学前児童世帯調査

母親の就労状況については、「パート・アルバイト等」が36.8%と多く、次いで「フルタイム就労」が30.5%、「以前就労していたが、現在働いていない」が15.8%となっています。

【母親の就労状況】

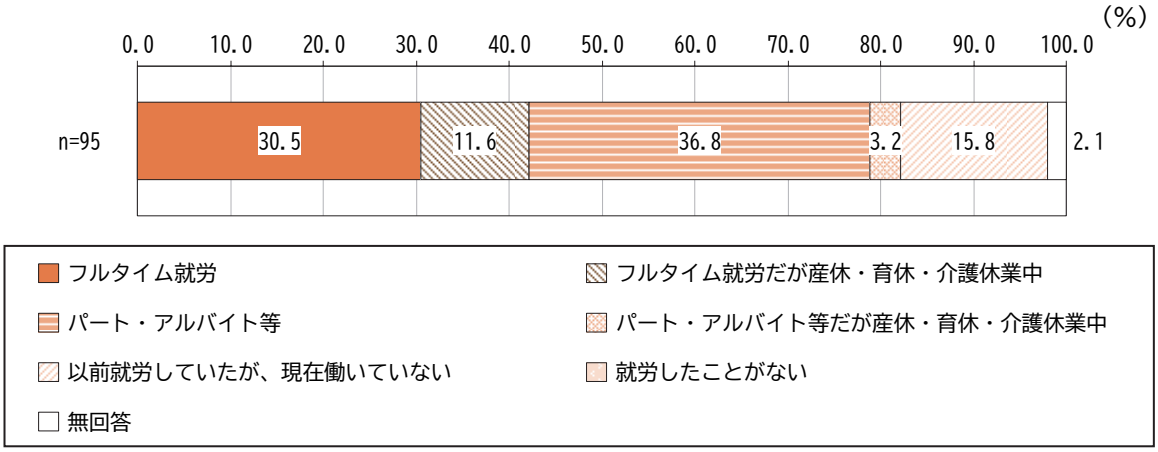

預かってくれる人の状況については、「緊急時などは祖父母等親族にみてもらえる」が65.6%と多く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が39.6%、「緊急時などにみてもらえる友人・知人がいる」が10.4%となっています。

【子どもを預かってくれる人の状況】

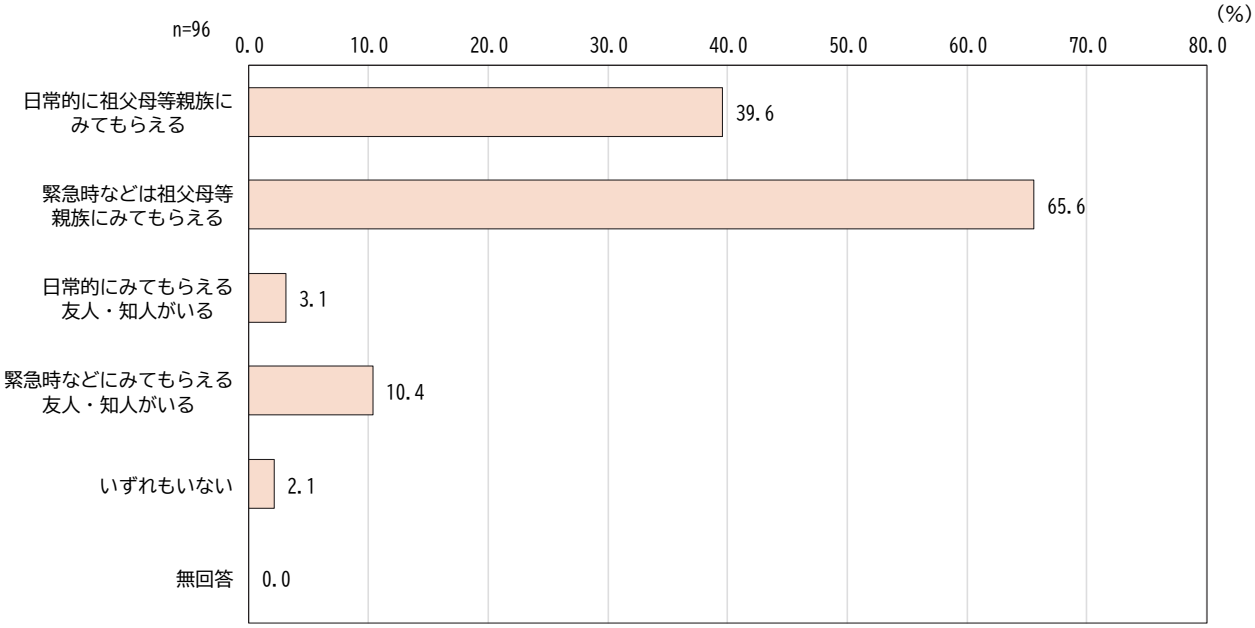

子育ての悩み、気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」がともに43.8%と多く、次いで「仕事ややりたいことが十分できないこと」が34.4%となっています。

【子育ての悩み、気になること】

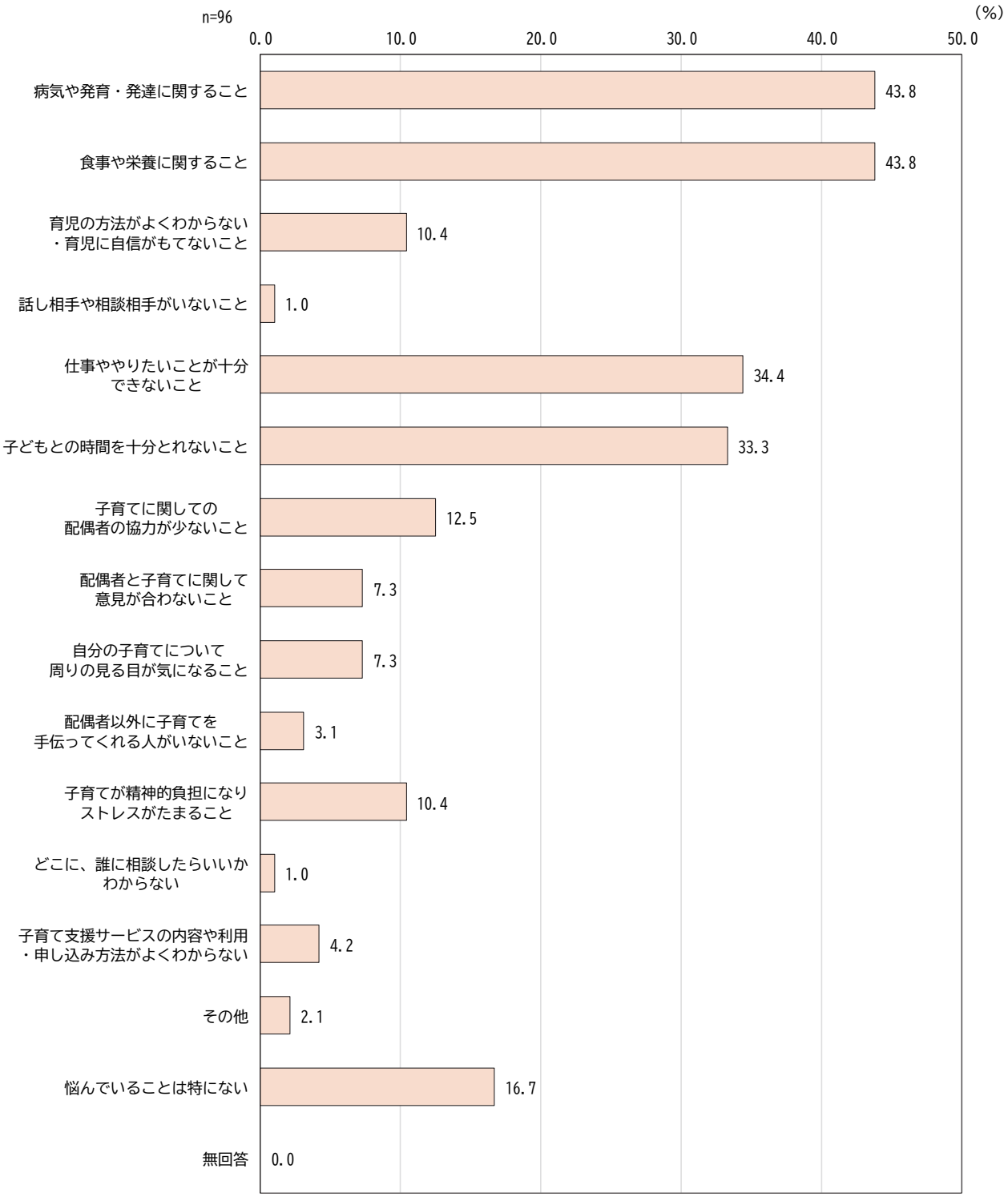

利用中の教育・保育事業については、「保育所」が89.3％と多く、次いで「幼稚園」が6.7％、「幼稚園の預かり保育」が2.7％となっています。

【利用中の教育・保育事業】

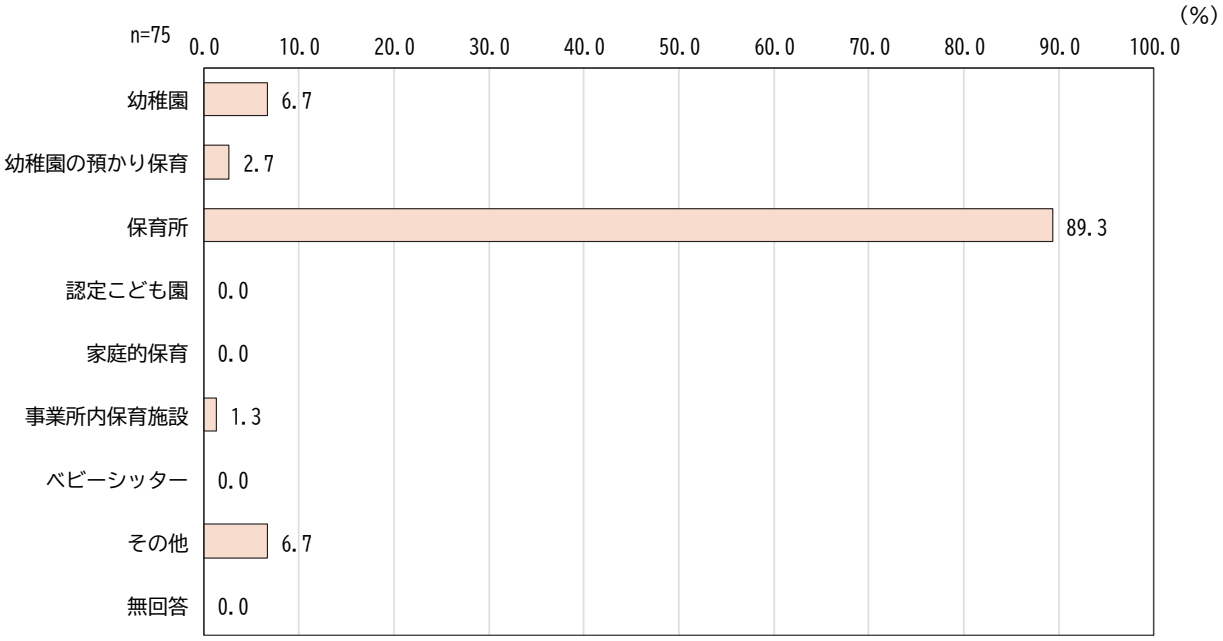

定期的に利用したい事業については、「保育所」が85.4％と多く、次いで「認定こども園」が25.0％、「幼稚園」が18.8％となっています。

【定期的に利用したい事業】

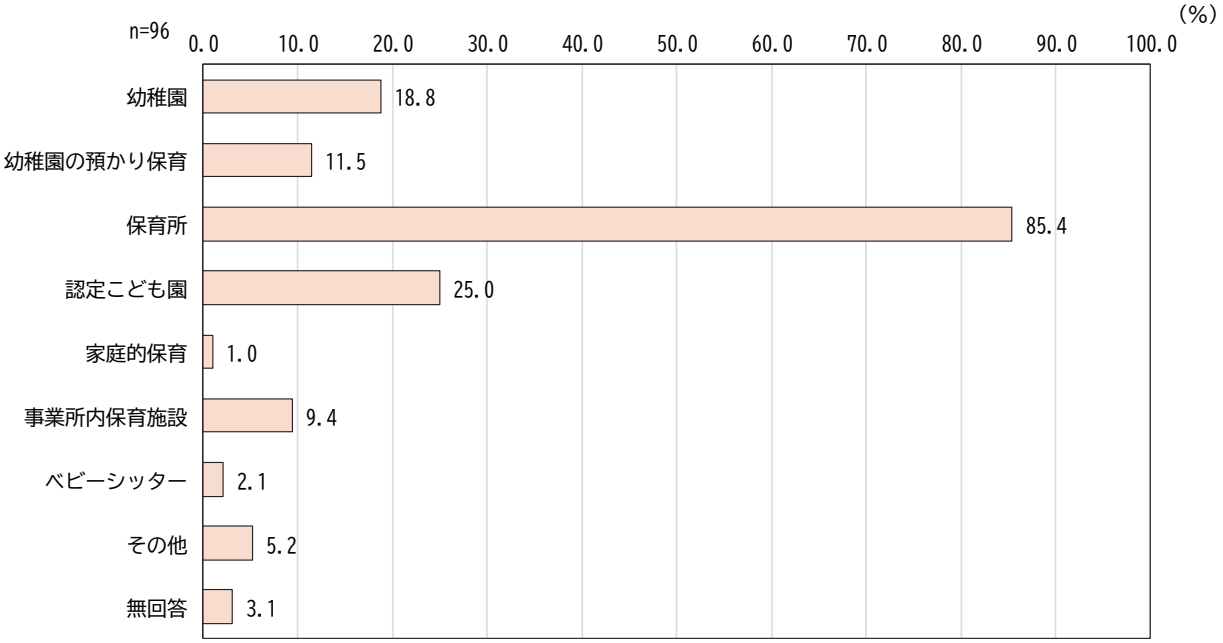

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が53.1%で、「利用している」の43.8%を上回っています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

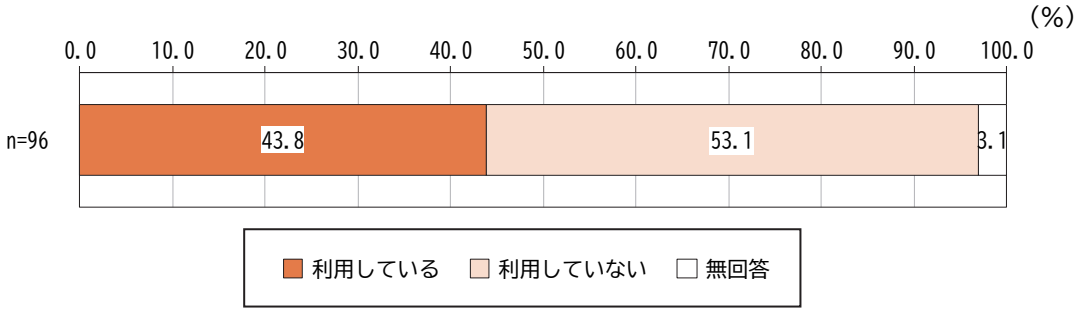

イ　小学生世帯調査

母親の就労状況については、「パート・アルバイト等」が42.0%と多く、次いで「フルタイム就労」が39.5%、「以前就労していたが、現在働いていない」が11.1%となっています。

【母親の就労状況】

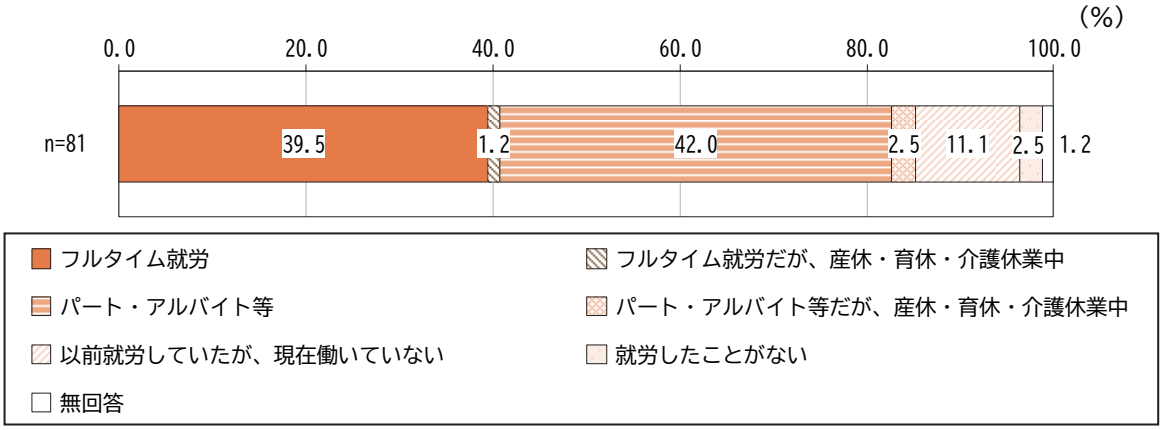

預かってくれる人の状況については、「緊急時などは祖父母等親族にみてもらえる」が57.1%と多く、次いで「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が41.7%、「緊急時などにみてもらえる友人・知人がいる」「いずれもいない」がともに2.4%となっています。

【子どもを預かってくれる人の状況】

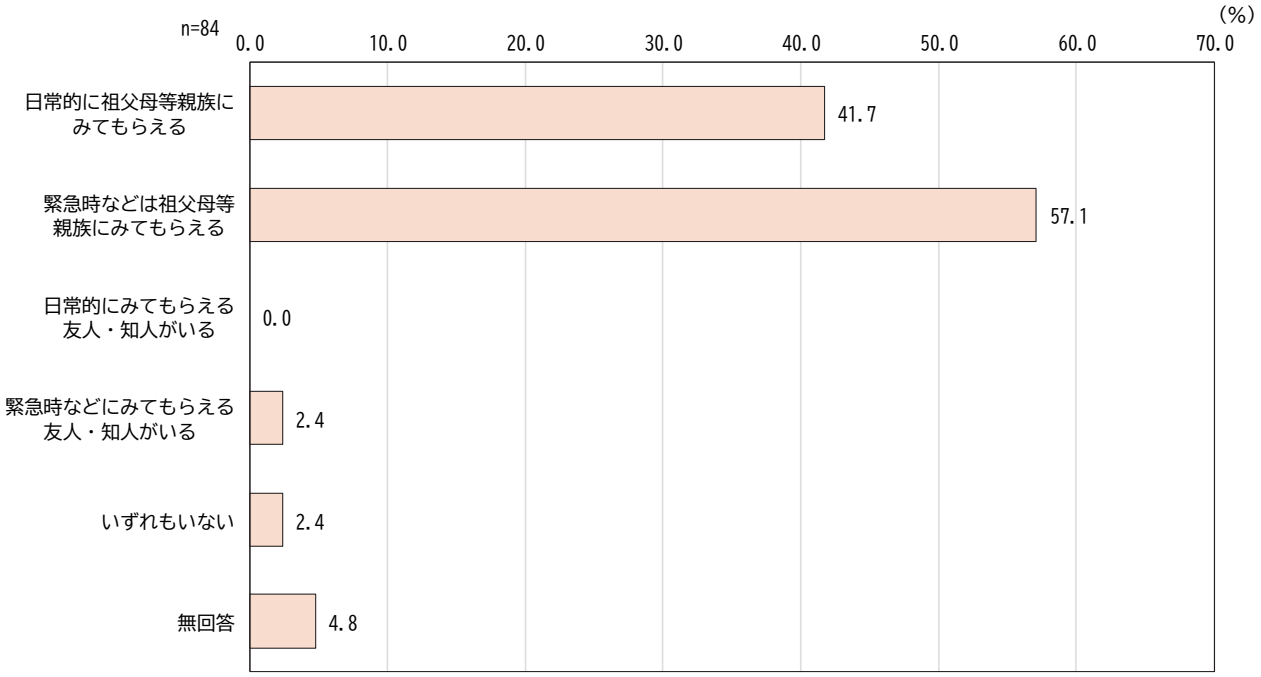

子育ての悩み、気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」が38.1％と多く、次いで「食事や栄養に関すること」が35.7％、「子どもとの時間を十分とれないこと」が25.0％となっています。

【子育ての悩み、気になること】

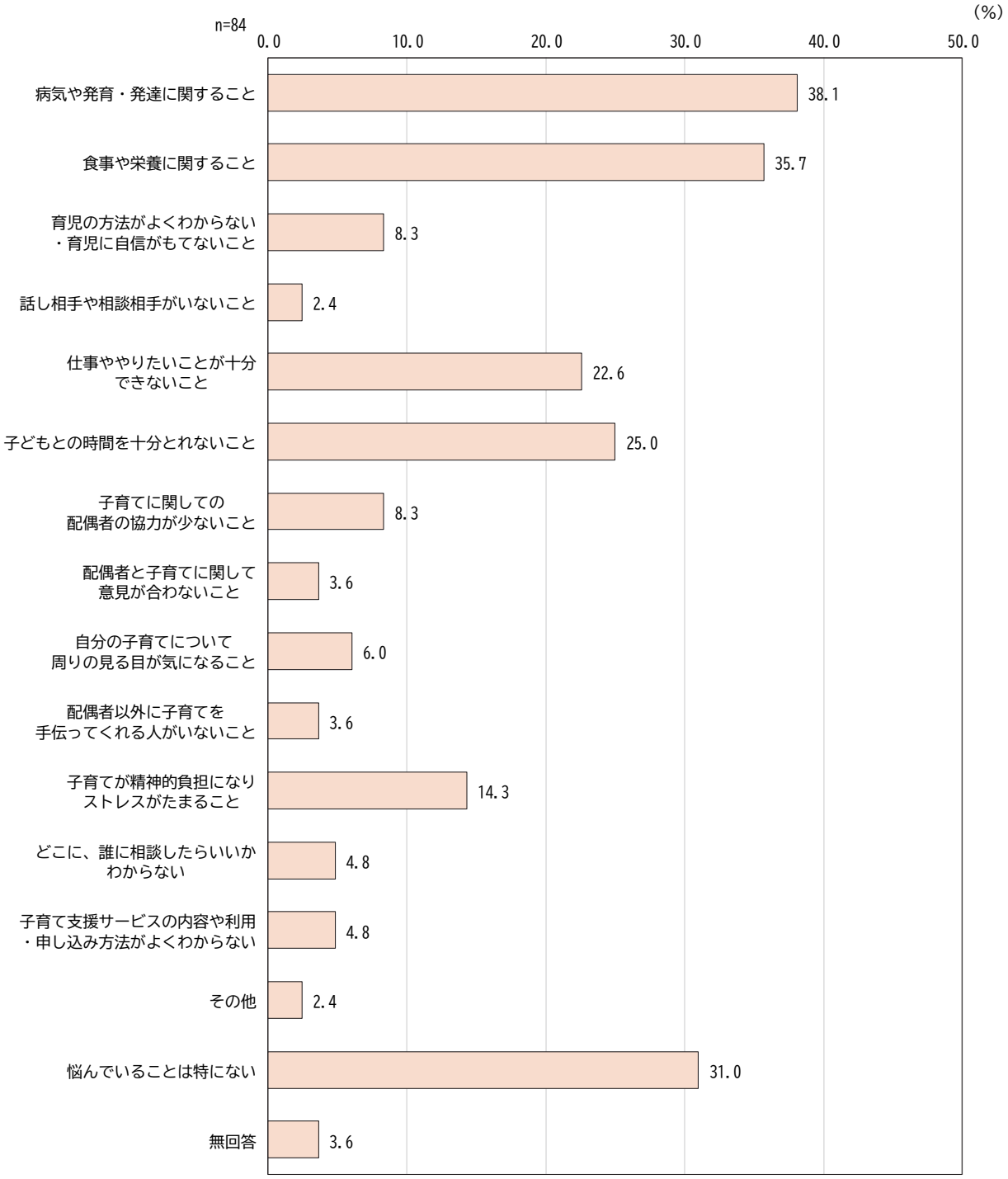

過ごしている場所については、「自宅」が70.2%と多く、次いで「学童クラブ」が48.8%、「習い事」が26.2%となっています。

過ごさせたい場所については、「自宅」が48.8%と多く、次いで「習い事」が33.3%、「放課後子ども教室」「学童クラブ」がともに25.0%となっています。

【放課後の過ごし方】

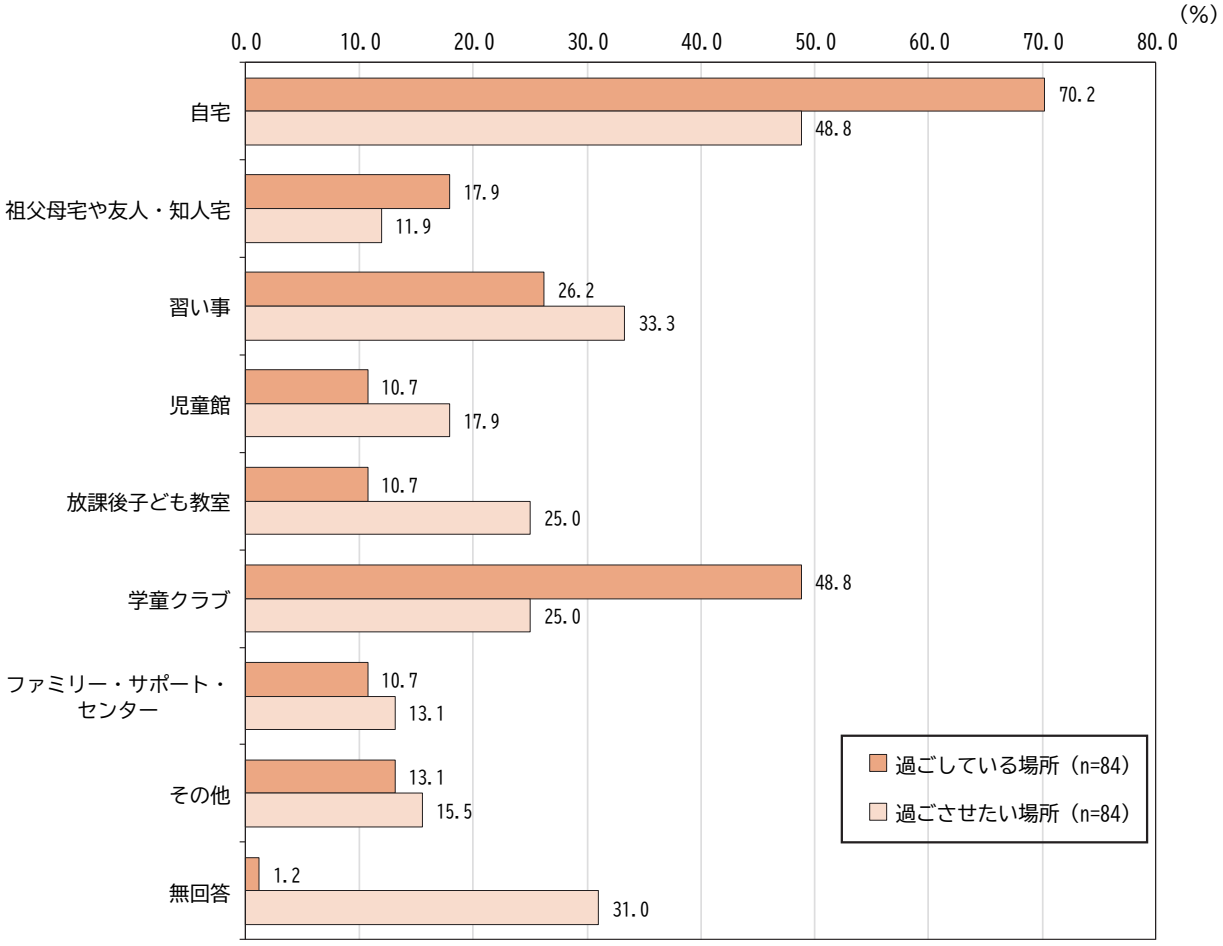

５　芝山町の現状から見える課題

○保育所、幼稚園の充実と経済的な支援

本計画策定に先立って行われたアンケート調査では、現在フルタイム及びパート・アルバイト等で就労している未就学児の母親は 67.3%となっており、全国的な傾向と同様に共働き世帯が増加していることがわかります。

児童数の減少から、保育所に通所する児童数は全体的に減少傾向にありますが、そのうち０～２歳児においては微増傾向にあるなど乳児保育のニーズは高く、また、共働き世帯が増加していることから、引き続き幼児教育や保育事業の充実について検討を進める必要があります。

また、近年子どもの貧困も大きな課題となっており、貧困は経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において子どものその後の人生に影響を及ぼし、貧困が連鎖することも問題となっています。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、全ての子どもに支援が行き届き、誰一人取り残さない支援体制の整備が必要です。

○妊娠から出産、子どもの各ライフステージまでつながる切れ目のない支援

本町の出生数は減少傾向で推移していますが、アンケート調査では現在就労をしていない就学前児童の母親について、53.3%の方が１年以内に就労したいと回答しています。

出産後に早い時期から就労を希望する母親にとって、妊娠・出産に対する支援は重要であり、こども大綱においても子育て当事者の妊娠・出産をはじめとした支援はライフステージに応じて切れ目なく行われる必要性が示されています。

健康診査などを通して妊婦の健康管理を支援するほか、乳児家庭への訪問や特別な支援が必要な子ども・母親に対するサポートなどを通して、誰もが安心して妊娠・出産ができる支援体制を整えることが求められています。

○多様な働き方の推進

全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行えることが重要であるため、男女問わず力を発揮し、ともに働けるような環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てすることを、地域全体で支える環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育ち・子育てのまちづくりに向けた取組が求められています。

○様々な配慮が必要な世帯・保護者に求められる支援

全国的な少子高齢化や核家族化の進行により近隣とのつながりが低下しており、貧困やヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアなどを日常的に行っている子ども）など支援が必要な世帯が地域の中で見えづらく、必要な支援も届きにくくなる傾向にあります。

ひとり親家庭、発達に支援が必要な子ども、障がいなど、支援や配慮が必要な世帯・子どもへのサポートを充実させるとともに、児童虐待を未然に防ぐことや早期発見・早期対応することなど、子どもや保護者が安心して暮らすことができる環境づくりの促進が必要となっています。

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

本町においては、総人口のゆるやかな減少とともに少子化も進行しており、今後さらなる少子化を見据えた教育・保育環境の整備が必要となっています。

一方、子どもは社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。また、未来を築き社会の担い手となる子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを実現するためには、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となります。

このようなことを踏まえ、第２期芝山町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き続き継続し、第３期計画の基本理念を「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」とし、子どもたちの成長が、家庭や地域の人々の温かいまなざしと支えの中で育まれていくまちづくりを目指します。

基本理念

「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」

２　基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの課題を踏まえ、次の４つを基本目標とします。

●地域における子育て支援の充実

それぞれに異なる子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むことで、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう努めます。

あわせて、教育・保育に携わる人材の育成や確保についても取組を推進し、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。

また、支援を必要とする子育て世帯への経済的支援の充実を図り、全ての子どもが生まれ育った環境に関わらず、健やかに成長することができるよう施策を推進します。

そのほか、子育てに孤立感や負担感を感じることなく、安心感や充実感が得られるよう、子育て相談、情報提供体制の充実のほか、親子同士の交流機会の提供等、地域における子育て支援の充実に努めます。

●切れ目のない支援による母子健康の確保及び増進

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの様々な機会を捉え、子ども・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後母子支援事業から学齢期への接続を含めて、関係機関と連携・協働しながら子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

あわせて、離乳食に関する個別指導や給食を通じた食育、小児医療体制の整備など、子どもとその保護者が安心して過ごすことができるよう、多面的な支援を進めます。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てすることを地域全体で支える環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育ち・子育てのまちづくりを支援します。

●支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進

近年、様々な課題が表出している、ひとり親家庭やヤングケアラーなどへの支援について充実を図り、あわせて児童虐待防止対策を推進することで、全ての子どもの健やかな成長を支えるきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

また、障がい、発達に遅れがあるなど、特別なケアが必要な子どもと家庭への支援を充実させ、個々の状況に応じた切れ目のないサポート体制の整備を促進します。

３　事業計画の推進

本計画では第２期計画より引き続き、安定した教育・保育事業の質と量の確保を図るとともに、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業に、新たに令和４年の児童福祉法改正（令和６年４月施行）により、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が追加されたことを受け、本町の実情に応じて地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。

また、令和５年に策定されたこども未来戦略に位置づけられた施策である「こども誰でも通園制度」は、令和８年度に全ての自治体で本格実施することとなっており、本町においても導入について検討を進めます。

第２期計画期間では、保健センターの増築として子育て支援センターを整備し、子育て支援事業や一時預かり事業を実施しました。

また、令和２年度には子育て世代包括支援センターを開設することで、妊娠期から支援を必要とする方に、ニーズに応じた情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等についても開始しています。

さらに、令和４年度には虐待の予防と早期発見・早期対応に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置しています。

そのほか、保育所の統合等については、子育て関連施設等個別施設計画における長寿命化改修等の整備計画を踏まえた上で、保育所等再編基本構想・基本計画を策定し、施設整備についても推進していきます。

４　芝山町の子育て支援についての基本的考え方

子どもは次代の社会を担う地域の宝であり希望です。その子どもたちが、笑顔を絶やすことなく健やかに育つ環境を整備することは、本町としての大きな責務です。

子育ては、家庭だけの問題ではなく、子どもを地域社会全体で支え、見守ることが重要です。保護者が、子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者が子育て力を向上しながら、様々な関係機関のサポートを受け、子どもが健やかに成長できるような子育て支援環境の充実を地域とともに推進していくことが肝要と考えます。

そして、子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で、ニーズに応じて必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、町の子育て支援ネットワークの充実に努めるとともに、安心して子育てができる環境の整備・充実を図っていきます。

5　施策体系

施策体系

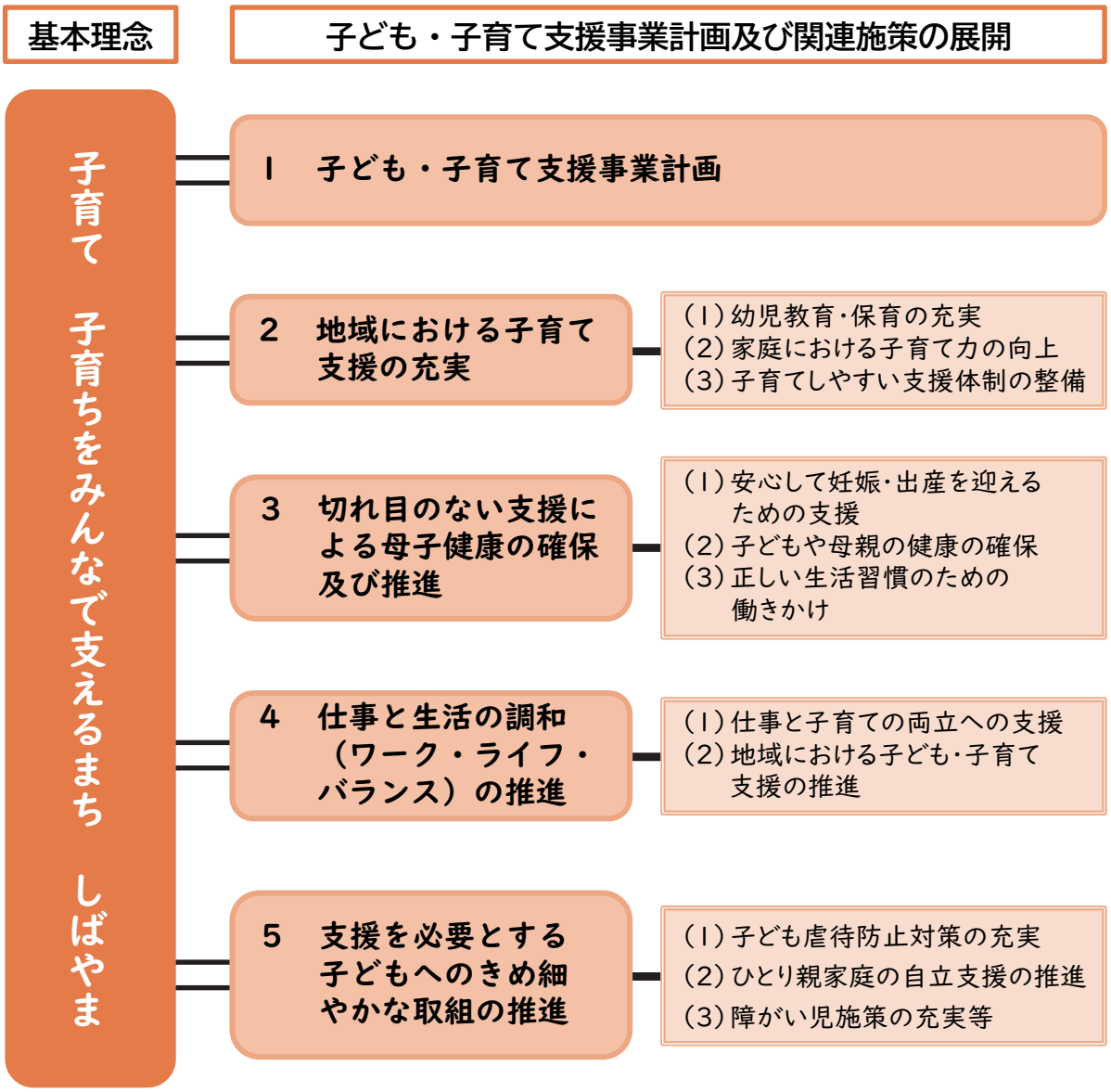
基本理念
子ども・子育て支援事業計画及び関連施策の展開
子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま
1　子ども・子育て支援事業計画
2　地域における子育て支援の充実
(1) 幼児教育・保育の充実
(2) 家庭における子育て力の向上
(3) 子育てしやすい支援体制の整備
3　切れ目のない支援による母子健康の確保及び推進
(1) 安心して妊娠・出産を迎えるための支援
(2) 子どもや母親の健康の確保
(3) 正しい生活習慣のための働きかけ
4　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(1) 仕事と子育ての両立への支援
(2) 地域における子ども・子育て支援の推進
5　支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進
(1) 子ども虐待防止対策の充実
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
(3) 障がい児施策の充実等

第４章　子ども・子育て支援事業計画

１　量の見込みの算出

（１）算出方法

教育・保育、地域子ども子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び小学校児童保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出しています。ただし、ニーズ調査の回答結果を用いた推計においては、算出される数値が実際の利用見込みと比べ大きく算出される傾向にあることを踏まえ、本町の地域特性や実際の利用実績、確保可能な見込み量等を勘案し、補正を行いました。

量の見込みの算出方法の流れ

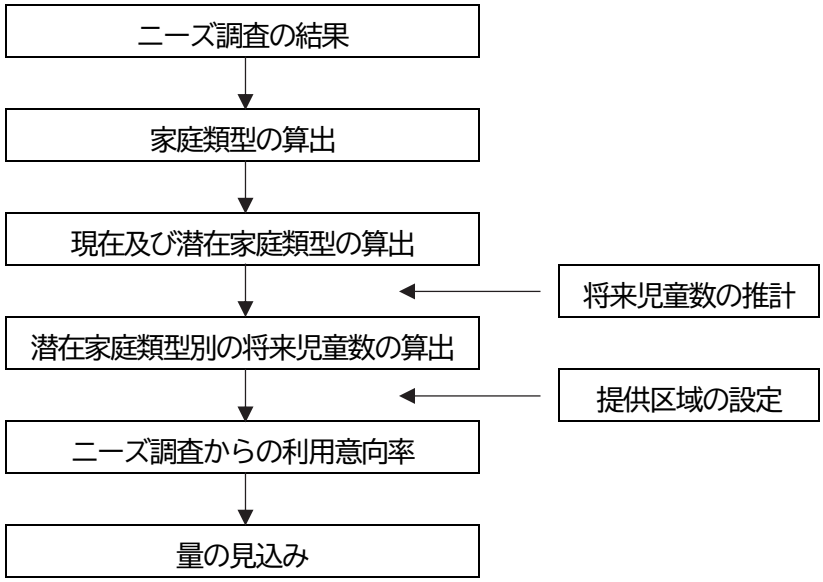

（２）「量の見込み」の算出のための家庭類型

本計画作成に関しての国の手引きでは、将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート結果における母親の就労希望等を反映させた「潜在的な家庭類型」を求めることとし、（５）で推計された将来の児童数を用いて以下のように「量の見込み」の算出をすることとしています。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

家庭類型の分類

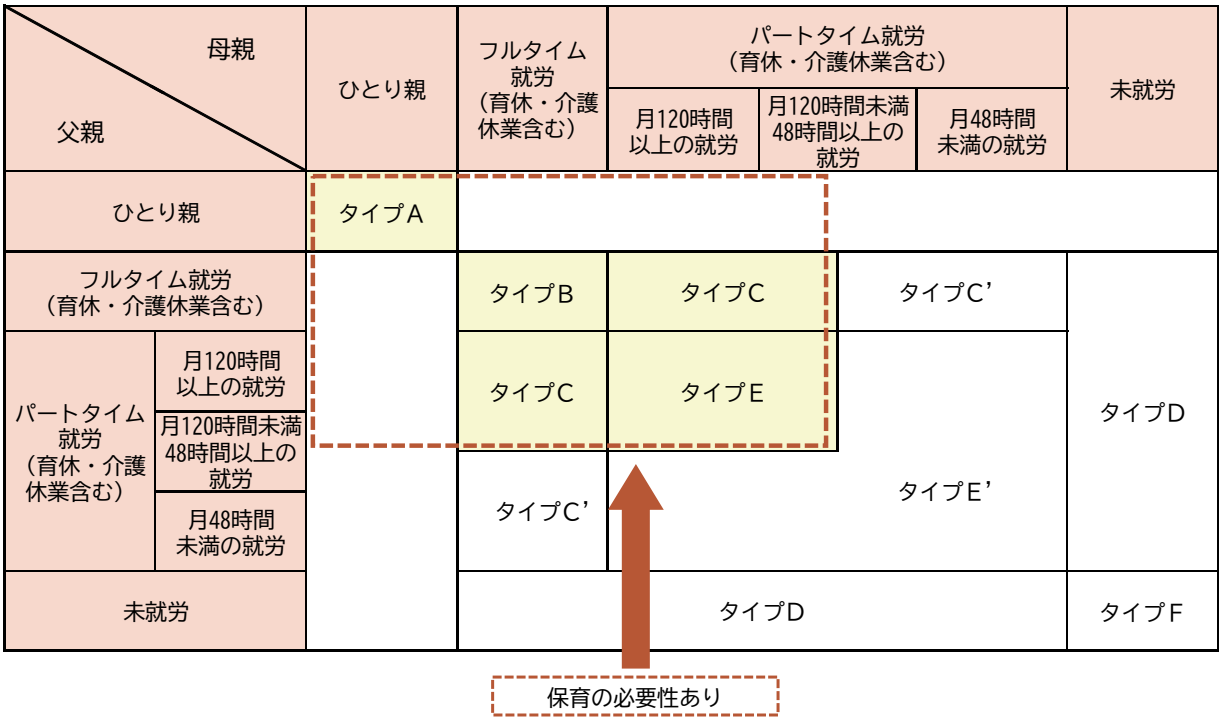

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプC’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 48 時間未満＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプE’	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月 48 時間未満＋48 時間以上 120 時間未満の一部）
タイプF	無業×無業

（３）家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプＡからタイプＦまでの８種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるかなどの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例１）現在専業主婦（夫）だが、「すぐにでも、もしくは１年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または48時間以上120時間未満の一部。
…タイプD→タイプC

例２）現在両親がフルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。
…タイプC、タイプC’→タイプB

芝山町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型集計結果		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	10.5%	10.5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	46.1%	51.3%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	30.3%	28.9%
タイプC’	フルタイム×パートタイム（短）	1.3%	1.3%
タイプD	専業主婦（夫）家庭	11.8%	7.9%
タイプE	パートタイム×パートタイム（いずれも長）	0.0%	0.0%
タイプE’	パート×パート（いずれかが短）	0.0%	0.0%
タイプF	無業の家庭	0.0%	0.0%

（４）「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区　分	年　齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
１号認定	３～５歳	教育希望	３歳以上の潜在タイプC’・D・E’・Fにおける「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望する割合
２号認定		教育希望が強い	３歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」の利用を希望する割合
		保育が必要	３歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（教育希望が強い者）を控除した割合
３号認定	０～２歳		０、１、２歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

地域子ども・子育て支援事業
（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）
（２）時間外保育事業（延長保育事業）
（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
（５）乳児家庭全戸訪問事業
（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
（７）地域子育て支援拠点事業
（８）一時預かり事業
（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（14）子育て世帯訪問支援事業
（15）児童育成支援拠点事業
（16）親子関係形成支援事業
（17）妊婦等包括相談支援事業
（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
（19）産後ケア事業

（５）将来児童数の推計

①　本計画で扱う将来児童数の推計

コーホート変化率法※を用いて算出を行った、令和７年度～令和11年度における将来児童数の推計は、おおむね減少傾向で推移しており、本計画の最終年である令和11年度には就学前児童（０～５歳）の人口は193人、小学生児童（６～11歳）の人口は188人となる見込みです。

【将来児童数の推計】

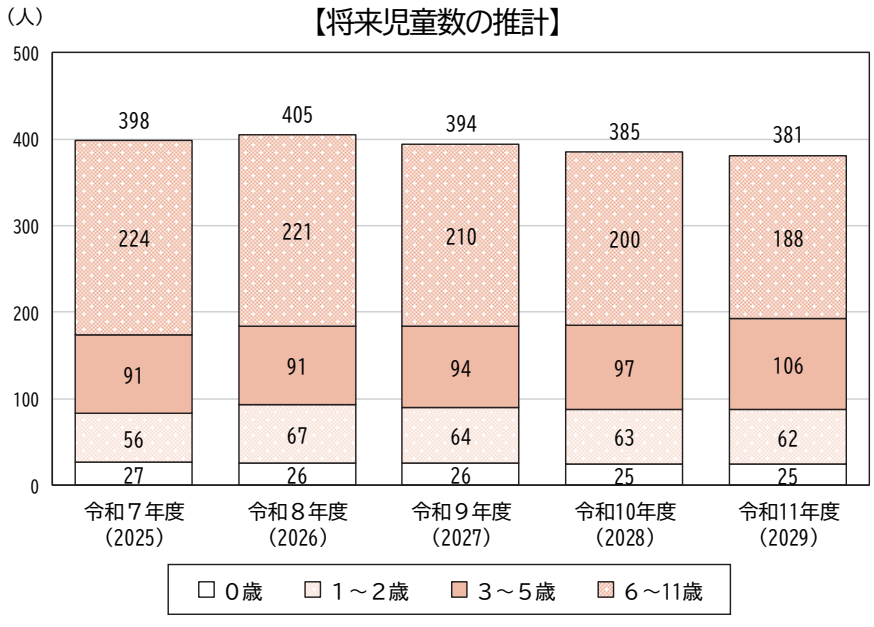

※コーホート変化率法＝各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々のこと）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

【将来児童数の推計】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０　歳	27	26	26	25	25
１～２歳	56	67	64	63	62
３～５歳	91	91	94	97	106
６～11 歳	224	221	210	200	188
合　計	398	405	394	385	381

②　将来人口推計

将来人口の推計では、令和７年度から毎年約70人前後の人口減少が予測され、本計画の最終年である令和11年度には6,342人と予想されます。

【将来人口の推計と児童数の割合】

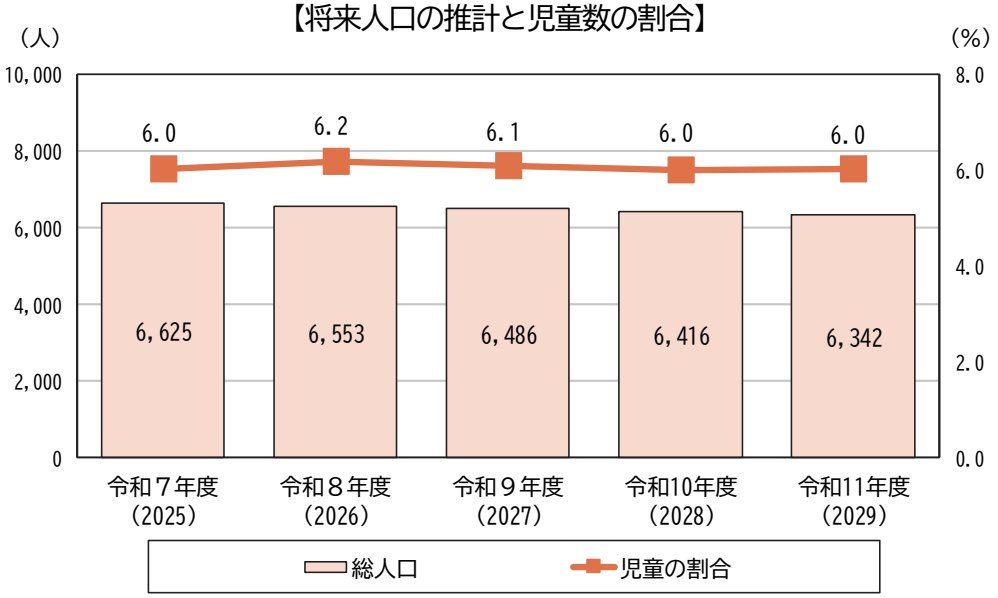

（６）潜在家庭類型別将来児童数の推計

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。例として令和７年度の就学前児童数をもとに、潜在家庭類型別将来児童数を算出する場合は以下の通りとなります。

（例）潜在家庭類型別将来児童数の推計（令和７年度）

家庭類型型集計結果		就学前児童数（０～５歳）		潜在家庭類型別割合		潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親家庭	174 人	×	10.5%	＝	18 人
タイプB	フルタイム×フルタイム			51.3%		89 人
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）			28.9%		51 人
タイプC’	フルタイム×パートタイム（短）			1.3%		2 人
タイプD	専業主婦（夫）家庭			7.9%		14 人
タイプE	パートタイム×パートタイム（いずれも長）			0.0%		0 人
タイプE’	パート×パート（いずれかが短）			0.0%		0 人
タイプF	無業の家庭			0.0%		0 人

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、芝山町全域をひとつの「教育・保育提供区域」として設定します。

３　教育・保育の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとの量の見込みを算出します。

また、算出した量の見込み及び確保方策については、実績値や年齢毎の人口推計、保育所入所希望者数、施設の受け入れ可能数などを鑑みて、一部調整を行っております。

認定区分ごとの量の見込み

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
令和７年度	7		77	14	17	15
令和８年度	7		84	14	17	23
令和９年度	8		86	14	17	22
令和 10 年度	8		89	13	17	21
令和 11 年度	9		97	13	16	21

認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（令和７年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
量の見込み（A）	7		77	14	17	15
確保方策提供量（B）						
保育所			144	9	42	
幼稚園	200					
過不足分（B）－（A）	193		67	▲5	10	
確保方策の内容	現在の幼稚園(定員 200 人)及び保育所(定員 215 人ですが保育室の大きさから利用できる児童数を算出)での確保を図ります。０歳児の提供量の不足については、保育室を確保するなどして対応を検討します。					

認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（令和８年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
量の見込み（A）	7		84	14	17	23
確保方策提供量（B）						
保育所			144	9	42	
幼稚園	200					
過不足分（B）－（A）	193		60	▲5	2	
確保方策の内容	現在の幼稚園(定員 200 人)及び保育所(定員 215 人ですが保育室の大きさから利用できる児童数を算出)での確保を図ります。０歳児の提供量の不足については、保育室を確保するなどして対応を検討します。					

認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（令和９年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
量の見込み（A）	8		86	14	16	22
確保方策提供量（B）						
保育所			144	9	42	
幼稚園	200					
過不足分（B）－（A）	192		58	▲5	4	
確保方策の内容	現在の幼稚園(定員 200 人)及び保育所(定員 215 人ですが保育室の大きさから利用できる児童数を算出)での確保を図ります。０歳児の提供量の不足については、保育室を確保するなどして対応を検討します。					

認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（令和 10 年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
量の見込み（A）	8		89	13	16	21
確保方策提供量（B）						
保育所			144	9	42	
幼稚園	200					
過不足分（B）－（A）	192		55	▲4	5	
確保方策の内容	現在の幼稚園(定員 200 人)及び保育所(定員 215 人ですが保育室の大きさから利用できる児童数を算出)での確保を図ります。０歳児の提供量の不足については、保育室を確保するなどして対応を検討します。					

認定区分ごとの量の見込み及び確保方策（令和 11 年度）

単位：人

	３歳以上			０～２歳		
	１号認定	２号認定		３号認定		
	教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
				０歳	１歳	２歳
量の見込み（A）	9		97	13	16	21
確保方策提供量（B）						
保育所			144	9	42	
幼稚園	200					
過不足分（B）－（A）	191		52	▲4	5	
確保方策の内容	現在の幼稚園(定員 200 人)及び保育所(定員 215 人ですが保育室の大きさから利用できる児童数を算出)での確保を図ります。０歳児の提供量の不足については、保育室を確保するなどして対応を検討します。					

４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

また、事業によっては、それぞれの事業に対する利用割合や年度ごとの増加率、受け入れ可能数などを鑑みて、一部調整を行っております。

（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）

《事業の概要》

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

＜芝山町の現状＞

芝山町子育て世代包括支援センターを設置し、母子健康手帳の交付の際にすべての妊婦と保健師が面談を行い、妊娠期から就学前まで切れ目ない支援を行っています。

＜目標事業量＞

量の見込みは、子育て世代包括支援センターの数です。

利用者支援に関する事業（利用者支援）の目標事業量

単位：か所

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策・提供量（B）	1	1	1	1	1
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○現状の体制を維持しつつ、今後は、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」の早期設置に取り組み、妊娠期から子育て期までの家庭に対し、さらなる切れ目ない支援を実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

＜芝山町の現状＞

町内３つの保育所で平日、午前７時から午後７時まで延長保育を実施しています。

時間外保育事業（延長保育事業）の利用実績

単位：人、園

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１日あたり利用者数	60	55	51	57	73※
実施園数	3	3	3	3	3

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

量の見込みは、１日あたりの利用希望人数です。

時間外保育事業（延長保育事業）の目標事業量

単位：人／日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	72	81	81	82	86
確保方策・提供量（B）	72	81	81	82	86
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○今後も引き続き一定の利用が見込まれるため、町内３つの保育所での受入体制を確保しながら事業を継続していきます。また、土曜日保育の時間延長については、保護者のニーズを見ながら検討していきます。

（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《事業の概要》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

＜芝山町の現状＞

芝山小学童クラブでは芝山小学校敷地内において、１年生から６年生を対象に放課後児童健全育成事業を実施しています。実際の利用者数と比較して利用登録者数が多くなっています。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用実績

単位：人／日

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定員数		90	90	90	90	90
利用者数		43	48	61	65	74※
登録者数	通常利用	99	90	94	101	108※
	長期利用	24	21	28	26	26※
	計	123	111	122	127	134※

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）低学年の目標事業量

単位：人／日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	43	37	37	41	42
確保方策・提供量（B）	60	60	60	60	60
過不足分（B）－（A）	17	23	23	19	18

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）高学年の目標事業量

単位：人／日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	23	25	23	19	17
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	7	5	7	11	13

＜確保方策＞

○これまでの実績と同等の確保を図り対応します。また、登録と利用方法について見直しを図っていきます。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

＜芝山町の現状＞

これまでの実績はありませんが、緊急な対応が必要となった場合は、児童相談所、児童家庭支援センター等の関係機関と連携して必要な支援が受けられるよう対応をします。

＜目標事業量＞

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	50	53	53	54	56
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	▲50	▲53	▲53	▲54	▲56

＜確保方策＞

○今後の需要動向の把握に努め、必要に応じ対応し、児童等に対する支援を行います。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

＜芝山町の現状＞

保健師が乳児家庭全戸訪問事業の内容に沿った養育に関する相談・指導、育児の悩み等に対して支援を行っています。

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問件数	31	19	17	26	22※

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

乳児家庭全戸訪問事業の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○０歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいる全ての家庭を訪問するものとして見込みます。

○量の見込みについて確保しており、保健師による乳児家庭全戸訪問事業の体制を維持・充実します。

（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。また、児童虐待の発生予防のために関係機関と連携し児童虐待防止に取り組みます。

＜芝山町の現状＞

芝山町では子ども家庭支援員を配置し、養育相談、居宅訪問を実施するなど、児童虐待の防止に努めています。

＜確保方策＞

○事業の性質上、量の見込みは行いません。
○特別な支援や保護が必要な児童・世帯の把握に努めるとともに、対象となる世帯へ養育に関する適切な助言・指導を行っていきます。今後も関係機関と連携し、引き続き対応を進めます。
○児童虐待の予防のため、要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報を共有し、適切に連携していきます。

（７）地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

＜芝山町の現状＞

子育て支援センター「はぐ～ん」は、０歳児から就学前の子どもとその保護者が気軽に集まり、相互の交流や子育てについての悩みを支援員等に相談できる場所となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用実績

単位：延利用回数／年

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て支援センターの年齢別延べ利用回数	０～２歳	334	602	859	1,793	1,990※
	３～５歳	129	97	136	232	730※
	小　計	463	699	995	2,025	2,720※
	保護者	360	639	917	1,842	2,014※
	合　計	823	1,338	1,912	3,867	4,734※

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

量の見込みは、保護者を含まない０～２歳児の利用希望回数です。

地域子育て支援拠点事業の目標事業量

単位：延利用回数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	2,209	2,475	2,376	2,305	2,259
確保方策・提供量（B）	2,209	2,475	2,376	2,305	2,259
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○引き続き多くの子どもや保護者が利用しやすい環境整備を図り、事業の継続に努めます。また、定員数を定めていないため、量の見込み数を確保方策・提供量としています。

（８）一時預かり事業

①　預かり保育（幼稚園）

《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後２時までを標準的な教育時間として運営しています。保護者の多岐にわたるニーズに応えるために預かる事業です。

＜芝山町の現状＞

幼稚園に在園している児童について、保護者のニーズに応じて預かり保育を実施しています。

預かり保育（幼稚園）の利用実績

単位：延利用人数／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	－※1	3,096	2,858	1,040	1,014※2

※１　令和２年度は正確な数値が確認できないため、掲載していません。
※２　令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

預かり保育（幼稚園）の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（Ａ）	1,104	1,104	1,150	1,150	1,196
確保方策・提供量（Ｂ）	1,104	1,104	1,150	1,150	1,196
過不足分（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○今後も、保護者のニーズに応じた預かり保育事業を引き続き実施していただきます。

②　一時保育（子育て支援センター）

《事業の概要》

保護者の就労や病気、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、子育て支援センター内の一時保育室において一時的に預かる事業です。

＜芝山町の現状＞

令和５年６月から子育て支援センター内の一時保育室で事業を再開いたしました。お預かりする定数は10名としています。また、お預かりする月齢を７か月から５か月に引き下げ、利用希望の拡大に努めています。

一時保育（子育て支援センター）の利用実績

単位：延利用人数／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	0※1	0※1	0※1	360	611※2

※１　令和２年度から令和４年度は新型コロナウイルス感染予防のため保育所での一時保育を休止しておりました。
※２　令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

一時保育（子育て支援センター）の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	625	661	661	665	694
確保方策・提供量（B）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
過不足分（B）－（A）	1,775	1,739	1,739	1,735	1,706

＜確保方策＞

○今後も一時保育のニーズに応えられるよう、体制の維持に努めるとともに、受入れ月齢の引き下げも検討していきます。ただし、お預かりする月齢によっては、受け入れ人数を制限する場合もありますが、全体的な量の見込み数は確保しています。

（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

《事業の概要》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

＜芝山町の現状＞

本町での「病児保育事業」は実施できておりませんが、近隣の医療機関の実施している病児・病後児保育事業を利用できる場合があります。

病児保育事業（病児・病後児保育事業）の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	432	456	456	459	479
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	▲432	▲456	▲456	▲459	▲479

＜確保方策＞

○町での受入体制が整っていないため、早期に事業が開始できるよう検討していきます。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《事業の概要》

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

＜芝山町の現状＞

本町では「子育て援助活動支援事業」を開始していないため、実施に向けた検討を進めます。

＜目標事業量＞

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	4	4	4	4	4
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

＜確保方策＞

○本事業の利用実績はありませんが、今後必要とする方が利用できるよう、援助会員の確保を図るとともに、事業の周知に努めます。

（11）妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

《事業の概要》

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

＜芝山町の現状＞

産科医療機関で妊婦健康診査を受診する場合、1人あたり14回を上限として、健診費用の一部を公費負担しています。

妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）の利用実績

単位：人／年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
受診票交付者数	30	21	26	18	15※

※令和６年度は12月末までの実績値を参考に、見込み数を算出しています。

＜目標事業量＞

妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○０歳児の推移人口を妊産婦数とみなし、妊産婦の100％が妊婦健診を受診するものとしています。量の見込み数を確保して、現行の体制を維持・充実させていきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、また、新制度未移行幼稚園に通う子どもの副食費を助成する事業です。

＜芝山町の現状と確保方策＞

〇新制度未移行幼稚園に通う低所得者世帯の副食費の補足給付について実施しています。
〇必要に応じてその他の事業の実施についても検討します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

＜芝山町の現状と確保方策＞

〇芝山町では本事業について、実施はしておりませんが、必要に応じて事業の実施について検討します。

（14）子育て世帯訪問支援事業

《事業の概要》

家事・育児などに不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等に対し、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家庭や養育環境を整え、虐待の未然防止を図る事業です。

＜芝山町の現状＞

本事業は開始しておりませんが、子ども家庭支援員等が育児などに不安や悩みを持つ世帯への訪問を実施し、相談を受けています。

＜目標事業量＞

子育て世帯訪問支援事業の目標事業量

単位：延利用人数／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	141	138	134	131	131
確保方策・提供量（B）	141	138	134	131	131
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○一定のニーズが見込まれますが、現状行っている事業を本事業とみなし引き続き対応を図ります。

（15）児童育成支援拠点事業

《事業の概要》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な問題に対して、適切な関係機関へつなぐ等、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供することで、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

＜芝山町の現状＞

本事業は開始しておりませんが、養育環境等に課題を抱える世帯へ教育委員会や訪問相談担当教員等で訪問し、相談を受け必要な支援を行っています。

＜目標事業量＞

児童育成支援拠点事業の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	4	4	4	4	4
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

＜確保方策＞

○ニーズがある程度見込まれますので、関係機関と連携して児童等の居場所づくりや健全な育成を図れるような体制の構築に努めていきます。

（16）親子関係形成支援事業

《事業の概要》

親子の関係性や発達に応じた児童との関り方等の知識や方法を身に着けるため、児童との関り方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、講義やグループワーク、個別のロールプレイ等によりペアレント・トレーニング等を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談、情報共有等ができる場を設け、健全な親子関係の構築に向けた支援を行なう事業です。

＜芝山町の現状＞

現状では、個別に相談対応を行うほか、子育て支援センターで同じような悩みや不安を持つ保護者同士がつながる場として提供しています。

＜目標事業量＞

親子関係形成支援事業の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	6	6	6	6	6
確保方策・提供量（B）	0	0	0	0	0
過不足分（B）－（A）	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6

＜確保方策＞

○ニーズが見込まれますが、当面は現状の体制で対応し、今後は需要動向の把握に努め、必要に応じ対応していくものとします。

（17）妊婦等包括相談支援事業

《事業の概要》

出産・育児等の見通しを立てるため、また、その後の継続的な情報発信等を気軽に受けられるよう、妊娠届出をした方に対し面談を行ない、支援プランの作成等を実施します。

＜芝山町の現状＞

妊娠届出時の面談や妊娠６～８か月面談、赤ちゃん訪問の面談を実施し、子育て支援に関する情報提供や妊産婦及び赤ちゃんの健康状態等の把握、育児相談への対応を行い、育児に関する悩みや不安の軽減に向けた支援を行っています。

＜目標事業量＞

妊婦等包括相談支援事業の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○１歳児の推移人口を妊産婦とみなし、妊産婦の100％が相談支援を利用できる体制を維持します。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

《事業の概要》

保護者の就労の有無にかかわらず、生後６か月から３歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握するための当該保護者との面談、子育てについての情報の提供、助言等の援助を行う事業です。

＜芝山町の現状＞

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施するための検討を進めています。

＜目標事業量＞

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の目標事業量

単位：人／日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	0	3	3	3	3
確保方策・提供量（B）	0	3	3	3	3
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○令和８年度からの実施に向け、取り組んでいきます。なお、量の見込みに乖離が見られる場合は、適切に見直しを図ります。

（19）産後ケア事業

《事業の概要》

出産後間もなく、体調や育児に不安のある母子に対して、助産所等でケアやアドバイス等が受けられ、心身の休息をとることができる事業です。

＜芝山町の現状＞

令和７年１月から開始した事業で、産後ケア事業を利用される場合、利用料の一部または全額を公費負担しています。利用形態として、宿泊型・日帰り型（ショート・ロング）・居宅訪問型があり、希望される利用形態・施設を選択することができるように委託医療機関と調整を図っています。

＜目標事業量＞

産後ケア事業の目標事業量

単位：人／年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）	30	30	30	30	30
確保方策・提供量（B）	30	30	30	30	30
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

○量の見込みは、１歳児の推移人口をもとに算出しています。量の見込み数を確保するとともに、より充実させるため、委託産科機関の確保に努めます。

5　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について

全ての子ども・子育て家庭に対し、その状況に応じて子育ての安心感や充実感を得られるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めていきます。

あわせて、共働き世帯の仕事と子育ての両立や、様々な課題を抱える世帯への支援などについても充実を図ることで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備に努めます。

（２）地域における教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う施設であり、また、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満３歳未満児の保育を提供する役割を担っており、この両方が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実が図られます。地域型保育事業が日頃から中核施設との交流や連携を密にすることで、満３歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることにつながることから、教育・保育施設と地域型保育事業者間の連携への支援を進めていきます。

（３）保育所・幼稚園と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、子どもたちの生きる力の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、質の高い幼児教育・保育を提供できる体制の整備を推進するとともに、小学校との連携・情報共有並びに意見交換等を図り、幼児期教育・保育から小学校教育への円滑な接続が可能となるよう取り組みを進めます。

6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等給付」が創設されました。

子育てのための施設等給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付や制度、申請手続きについての周知・啓発に努めます。

第５章　関連施策の展開

地域における子育て支援の充実

（１）幼児教育・保育の充実

【方向性】

多様化する教育・保育のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、全ての子ども・子育て家庭に必要な支援が行き届くよう、サービスの充実・提供体制の強化を図るとともに、教育・保育の質の向上に向けた事業を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
教育・保育事業の提供体制の充実	多様な教育・保育のニーズに応えるため、幼児教育・保育の連携を図った整備を進め、教育・保育事業の提供体制を強化します。	こども保健課 子育て支援係
教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化を引き続き実施するとともに、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給確保と保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、給付を行います。	
延長保育事業	保護者の就労状況の多様化に対応して、保育時間の延長を実施します。	
保育所の園庭開放の実施	町内在住で保育施設に通っていない未就学の児童とその保護者を対象に、園庭を開放します。保育所と地域、あるいは地域の住民同士の交流を図ります。	
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等で小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童を対象に、「適切な遊び」や「生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども教育課 学校教育係

（２）家庭における子育て力の向上

【方向性】

保護者が育児について悩み、孤立することのないよう、保護者の悩み・不安の解消についてサポートを行うほか、自信をもって家庭での子育てができるよう、子育てに関する情報や専門的なアドバイスの提供、相談支援や関係機関の紹介等を通して、家庭における子育て力の向上を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
もぐもぐ離乳食教室	離乳食に関する悩みや疑問、乳児期の歯と口のケアについて、栄養士と歯科衛生士が相談に応じ、適切に離乳が進められるよう支援します。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
子育て相談	発達や育児のことで心配のある保護者を対象に、臨床心理士が個別相談を実施します。また、子どもの発達段階に応じた家庭での関わり方のアドバイスを行い、心身の成長支援と保護者の育児不安の軽減を図ります。	
すくすく歯ッピー講座	１歳頃の親子を対象に、栄養士・歯科衛生士が講話と仕上げみがき実習を行い、歯と栄養に関する正しい知識の普及を図ります。	
なんでも相談室	妊娠中から子育て中の方を対象に、日常生活の中で気になることや心配ごとに対して、保健師や栄養士が個別に相談に応じます。	
ことばの相談	言葉の発達や発音、吃音等のことで心配のある方に個別に相談したり、言語相談員による言語検査と専門的アドバイスを実施します。	
パンダ学級	３歳から小学校就学前の親子を対象に、遊びの中から集団生活の基本を身に付けたり、発達を促したり関わり方について学ぶことを目的にした遊びの教室を実施します。	
のびのびラッコ教室	１歳６か月から３歳児健診前までの親子を対象に、手遊び、リズム遊び、製作、運動遊びなどでお子さんと一緒に手や体を動かす遊びの教室を行います。	

事業名	事業概要	担当課
子育てほっとサロン	産後５か月頃までの産婦を対象に、産後の身体の回復やリフレッシュ、仲間づくりを目的とした教室を実施します。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの様々な悩みや相談を受け、情報提供やアドバイス、内容に応じて相談や支援を行う機関の紹介を行い、安心して出産・育児ができるように支援を実施します。	
子ども家庭総合支援拠点	18歳未満の子どもと家族、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについての相談に対応します。また、面接相談や家庭訪問による相談支援も実施し、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。	こども教育課 相談支援係
子育て支援センター	子育て中の親子が安心して遊べる場所を提供するとともに、子育ての相談やサポート、町の子育てに関する情報の提供、子育てサークルの支援等を行います。	子育て支援 センター
ブックスタート事業	すこやか赤ちゃん相談や子育てほっとサロン開催時に、絵本を介して赤ちゃんとのコミュニケーションやゆったりと過ごす時間を作れるように絵本を贈ります。また、公民館でおはなし会を開催し、絵本などの読み聞かせを通して豊かな言葉や心を育みます。	生涯学習課 社会教育係

（３）子育てしやすい支援体制の整備

【方向性】

妊娠・出産、子育てとライフステージごとに変化していく健康面や経済面における不安に対し、子どもの成長や子育て家庭のニーズにあわせた支援を実施することで、子育てに関する経済的負担の軽減を図りながら、子どもと保護者を支える体制を整えます。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
児童手当	高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図ります。	こども保健課 子育て支援係
子ども医療費助成	０歳から15歳までを対象に、通院・入院・調剤の医療費の一部、または全部を助成し、子育ての経済的負担の軽減を図ります。	
学生等医療費助成事業	中学校卒業後から20歳までを対象に、通院・入院・調剤の医療費の一部を助成し、子育ての経済的負担の軽減を図ります。	
就学援助	経済的な理由で、義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者の方に、学用品費などの援助を行います。	こども教育課 学校教育係
遠距離通学費補助金	遠距離通学児童生徒の保護者に通学費の補助をすることで、通学に係る負担の軽減を図ります。	
学校給食費補助	町内に住所を有し、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者及び県立特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	

事業名	事業概要	担当課
子育てのための施設等利用給付	対象：認可外保育施設等利用児童 給付内容：保育料を月額37,000円まで無償化します。	こども保健課 子育て支援係
	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児 給付内容：入園料・保育料を月額25,700円まで無償化します。	
	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児で、共働き世帯で保育の必要な園児 給付内容：預かり保育料を月額11,300円まで無償化します。	
実費徴収に係る補足給付	対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の園児で低所得世帯あるいは、第３子以降の園児（小学校３年までに兄姉がいること。） 給付内容：給食費（副食材料費）を月額4,500円まで補助します。	
チーパス	千葉県が提携した店舗でチーパスを提示することで、店舗ごとに設定した子育て応援サービスを受けられます。	
未熟児養育医療給付事業	養育のため、指定養育医療機関に入院する未熟児の医療の一部を助成します。	
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する情報提供・相談支援を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
出産祝金事業	出産を奨励祝福するとともに、健全な育成を支援するため出産祝金を支給します。	町民税務課 戸籍係
チャイルドシート購入費助成	町内に住所を有し、かつ６歳未満の子どもを養育している保護者に対し、チャイルドシート購入費の一部を助成し経済的負担の軽減をするとともに交通安全の推進を図ります。	総務課 自治振興係

切れ目のない支援による母子健康の確保及び推進

（１）安心して妊娠・出産を迎えるための支援

【方向性】

安心して妊娠・出産を迎えられるよう、各種費用の助成や情報提供、妊婦の健康管理について充実を図るほか、相談支援を実施することで、妊娠期から出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠の届出があった方に母子健康手帳を交付します。 併せて、14回分の妊婦健康診査受診票を交付して妊婦健診の受診費用を助成し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。 また、妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上を目的として、妊婦歯科健診の費用を助成します。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
妊婦健康診査		
妊婦歯科健康診査		
妊娠電話相談・家庭訪問	妊婦からの相談に対し、保健師が個別に電話相談や家庭訪問を行い、安心して妊娠、出産に臨めるよう相談支援の充実を図ります。	
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する情報提供・相談支援を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	
風しんワクチン接種助成事業	妊娠を予定・希望している夫婦や、妊婦の配偶者に風しんワクチンの接種費用の一部を助成します。	
出産育児一時金	出産にかかる費用を妊婦、またはご家族が加入されている医療保険者（社会保険・国民健康保険など）から出産にかかる費用の一部を助成します。	町民税務課 国保年金係

（２）子どもや母親の健康の確保

【方向性】

妊産婦及び乳幼児の心身の健康を保持・増進するため、各種相談事業や健診、家庭への訪問を実施し、疾病、障がいの早期発見・早期療育や心身のケア等、適切な支援の提供に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
産後ケア	出産後１年未満の母子を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等の支援を実施します。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
乳児一般健康診査	乳児期における発育・発達の確認と疾病の早期発見を目的として、乳児一般健康診査を医療機関に委託して実施します。	
赤ちゃん訪問 （乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師が家庭訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や産婦及び乳児の健康状態等の把握、育児相談への対応など、育児に関する悩みや不安の軽減に向けた支援を行います。	
赤ちゃん相談	１歳未満の乳児の身体計測と育児に関する保護者の心配ごとへの個別相談を実施します。	
幼児健康診査の充実	幼児期における成長・発達の確認のため、診察や健康相談を行い、病気の予防や早期発見・早期療育、育児不安の軽減や虐待につながらないよう適切な支援を実施します。また、未受診者に対しては受診勧奨を行います。	
予防接種の実施	乳幼児を感染症などの疾病から守るために各種予防接種の周知に努めるとともに、乳幼児や学童の定期予防接種の未接種者へ接種の勧奨を実施し、接種率の向上を図ります。	
新生児聴覚スクリーニング検査	新生児期における聴覚障がいの早期発見と早期療育を目的として、新生児聴覚スクリーニング検査に係る費用の一部を助成しています。	
休日・夜間診療の実施	休日のけがや病気に備え、当番制で開院しています。その他、夜間急病診療所（東金）や休日救急歯科診療所（東金）も開設されています。	町内・近隣市町の病院

（３）正しい生活習慣のための働きかけ

【方向性】

子どもの健やかな成長に欠かせない食事や栄養、口腔衛生に関する正しい知識について周知・啓発を行い、健康的な生活習慣を形成できるよう支援を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
もぐもぐ離乳食教室【再掲】	離乳食に関する悩みや疑問、乳児期の歯と口のケアについて、栄養士と歯科衛生士が相談に応じ、適切に離乳が進められるよう支援します。	こども保健課保健衛生係（保健センター）
すくすく歯ッピー講座【再掲】	１歳頃の親子を対象に、栄養士・歯科衛生士が講話と仕上げみがき実習を行い、歯と栄養に関する正しい知識の普及を図ります。	

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（１）仕事と子育ての両立への支援

【方向性】

全ての人が自らの望む仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、一時保育の実施や、学童クラブ等の仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの推進に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
一時保育の実施	保護者の就労や臨時的な用務、リフレッシュ等による一時的な保育のニーズに応えるため、子育て支援センターでサービスの提供をします。	こども保健課 子育て支援係
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）【再掲】	就労等で小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童を対象に、「適切な遊び」や「生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども教育課 学校教育係

（２）地域における子ども・子育て支援の推進

【方向性】

子育て中の保護者の仲間づくりや社会参加を促進することで育児不安の軽減を図るほか、子どもの社会性や協調性を育むため、子ども同士の交流・親睦ができる環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
育児グループの推進	育児グループの活動を支援していきます。	こども保健課 保健衛生係 （保健センター）
子ども会活動の支援	子どもの社会性や協調性を育て、児童の健全な成長を育成するために子ども会活動を支援していきます。	生涯学習課 社会教育係
民生委員児童委員・主任児童委員への相談の実施	地域と公助をつなぐ民生委員児童委員・主任児童委員への相談体制を充実させます。	福祉課福祉係

支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進

（１）子ども虐待防止対策の充実

【方向性】

家庭内のトラブル、経済的問題、孤立等、様々な要因によって発生しうる子どもへの虐待を防止するため、各種相談事業を実施し、きめ細やかな対応を図ります。また、虐待の早期発見・早期対応について、関係機関等と連携しながら虐待防止対策のさらなる推進に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点【再掲】	18歳未満の子どもと家族、妊産婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについての相談に対応します。また、面接相談や家庭訪問による相談支援も実施し、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めます。	こども教育課 相談支援係
虐待の発生予防に向けた取組の推進	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診未受診者及び未就園の子どもの把握、学校におけるアンケート等、関係機関との情報共有により、支援・介入が必要な家庭の早期発見に努め、虐待の未然防止を図ります。	
要保護児童対策地域協議会との連携促進	行政、警察、医療等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期通報をしやすい環境をつくり、児童虐待防止のさらなる推進を図ります。	

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

【方向性】

ひとり親家庭に対して各種手当の支給や費用の助成を行い、経済的な負担の軽減を図るとともに、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭などに対して、生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。	こども保健課 子育て支援係
ＪＲ通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯は、ＪＲの通勤定期乗車券の特別割引を受けることができます。	
ひとり親家庭医療費等助成	ひとり親家庭に対し、保険診療による医療費等の自己負担分の一部または全部を助成します。	
ひとり親家庭児童入学祝金	ひとり親家庭の児童が小学校、中学校に入学する際、祝金を支給し家庭の経済的負担を軽減します。	
母子父子寡婦福祉資金	母子・父子寡婦世帯に、修学資金、就職支度資金などの貸付けを行い、ひとり親家庭の安定と自立に向けた支援を行います。	

（３）障がい児施策の充実等

【方向性】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害児福祉計画に基づいた施策を展開するとともに、関係機関等と連携を図りながら、一人ひとりの障がいに応じた支援の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要	担当課
特別児童扶養手当 障害児福祉手当	特別な支援を必要とする子どもとその家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当などを支給します。	福祉課福祉係
自立支援医療 （育成医療）	身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、医療費の一部を公費で負担します。	
重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障がい者（児）が、医療機関で診療を受けた場合に、保険診療による医療費等の自己負担分の一部を助成します。	
障がい福祉サービスの実施	障害児福祉計画に基づき、関係機関と連携し障害児福祉サービスの充実を図ります。	
特別支援教育就学奨励費	町立学校の特別支援学級に在籍する子どもがいる保護者に対して、経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給します。	こども教育課 学校教育係

第６章　計画の推進

１　計画の推進

本計画の基本理念である「子育て　子育ちをみんなで支えるまち　しばやま」を実現するためには、子育て支援のための保健・医療・福祉のみならず、住宅・生活環境・労働など多方面にわたる取組が必要となるため、関係部署との連携を図り、全ての家庭に対する総合的な子ども・子育て施策の推進に努めます。また、障がいのある子どもや病児・病後児保育への対応など、特別な支援を必要とする場合については、周辺市町村や関係機関との連携・調整を図り、より充実した取組を推進していきます。

２　計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画の立案（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）に加え、各事業に対して計画策定後も適切に評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）が行えるよう、施策の充実や見直しについての協議を実施し、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進捗管理に努めます。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

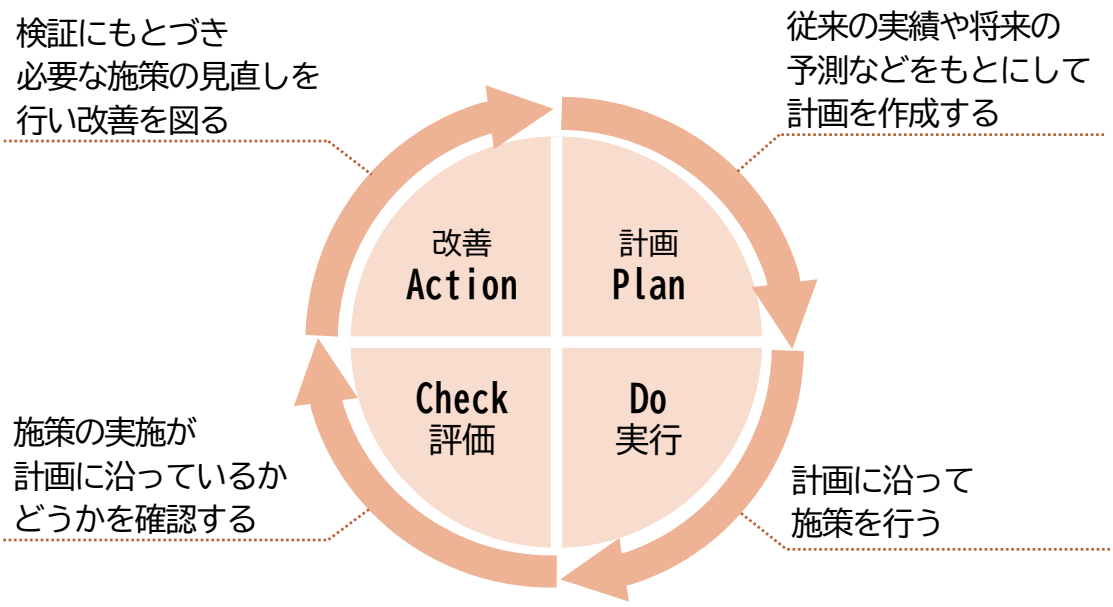

資料編

Ⅰ　芝山町子ども・子育て会議

（１）芝山町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 17 日
条例第２号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、芝山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）　子ども（法第６条第１項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第２項に規定する保護者をいう。）
（２）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
（３）　子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
（４）　その他町長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面会議）
第６条の２　前条に規定する会議は、次の各号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。
（１）　書面により会議の内容が明確に理解できること。
（２）　会長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
３　前２項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（関係者の出席等）
第７条　子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　　則
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（令和 2 年条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（令和 6 年条例第 10 号）
この条例は、公布の日から施行する。

（２）芝山町子ども・子育て会議委員名簿

（任期）令和５年３月１日～令和７年２月 28 日　　（敬称略）

	組織区分	所属	氏名	備考
1	子どもの保護者（未就学児）		牧野　奈美	
2	子どもの保護者（未就学児）		宇野　萌	
3	子どもの保護者（未就学児）		佐久間　優子	
4	子どもの保護者（未就学児）		山口　大樹	任期：令和６年２月 26 日から
5	事業に従事する者	みつば幼稚園	小林　恵美	園長
6	事業に従事する者		石渡　菜々美	学童クラブ 任期：令和６年２月 26 日から
7	事業に従事する者	子育て支援センター	遠藤　笑子	子育て支援員
8	事業に従事する者	子育て支援センター	鈴木　結賀	一時保育担当保育士
9	事業に従事する者	第一保育所	根本　啓太	所長
10	知識・経験を有する者		伊藤　明美	主任児童委員
11	知識・経験を有する者		花澤　久美	主任児童委員

（３）策定経過

日程	会議	内容
令和６年 11 月 11 日	第１回　芝山町子ども・子育て会議	（１）芝山町子ども・子育て支援事業計画基礎調査（報告書）について （２）第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について （３）その他
令和７年 １月 15 日	第２回　芝山町子ども・子育て会議	（１）第４章　見込み量について （２）第５章　関連施策の展開について （３）その他
令和７年 ２月 26 日	第３回　芝山町子ども・子育て会議	（１）パブリックコメントの結果について （２）第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画（案）について （３）その他

第３期芝山町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発行者　　芝　山　町
千葉県山武郡芝山町小池 992
編集　　芝山町　こども保健課　子育て支援係